

全国児童福祉主管課長会議資料
(資料編：家庭福祉課)

平成20年2月22日(金)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

目次

【 社会的養護関係 】

(資料1) 「社会的養護体制の充実を図るための方策について」 社会保障 審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書(概要)	1
(資料2) 児童福祉法等の一部を改正する法律(案)【社会的養護関連部分】 の主な内容	6
(資料3) 都道府県別の里親委託率	8
(資料4) 里親登録数等(都道府県市別)	9
(資料5) 里親支援機関事業の概要	10
(資料6) 小規模化の実施率の状況(都道府県市別)	11
(資料7) 情緒障害児短期治療施設の設置状況	12
(資料8) 自立援助ホームの設置状況	13
(資料9) 地域生活支援事業(モデル事業)の概要	14
(資料10) 児童自立支援施設への学校教育実施予定一覧	15
(資料11) 平成20年度国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所研修日程	16

【 母子家庭等自立支援策 】

(資料1) 児童扶養手当一部支給停止に関する事務の流れ	17
(資料2) 児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令等の施行について . .	20
(資料3) 児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令案新旧対照表	30
(資料4) 児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令(2月8日付官報(写))	41
(資料5) 母子家庭等・就業自立支援事業	48
(資料6) 就職準備支援コース	49
(資料7) 職業訓練中の母子家庭の生活支援等について	50
(資料8) 「福祉から雇用へ」推進5か年計画	51
(資料9) 母子家庭等の養育費確保のためのパンフレット	56
(資料10) 母子寡婦福祉貸付金償還率について	58

【 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)対策 】

(資料1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要 . .	60
(資料2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の 状況について	62
(資料3) 婦人相談所におけるDV被害者に対する一時保護委託費の充実 . .	65
(資料4) 婦人保護施設における退所者支援の充実	66
(資料5) 厚生労働省における人身取引被害者への対応	67

**「社会的養護体制の充実を図るための方策について」
社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書（概要）**

基本的考え方

我が国の社会的養護は、社会的養護を必要とする子どもの数の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等の中で大きな転換期を迎えており、現行の社会的養護体制では、その状況に十分に対応できるだけの質・量を備えているとは言い難いと言わざるを得ず、その拡充は緊急の課題であると言える。

本専門委員会においては、その体制整備のため、早急に対応を行うことが可能となるよう、できるだけ具体的な対応策について提案することとした。

社会的養護体制の拡充のための具体的施策

1. 子どもの状態に応じた支援体制の見直し

(1) 家庭的養護の拡充

① 里親制度の拡充

里親委託を促進し、里親を支援するための体制を拡充する観点から、以下のような制度の充実・整備を進める。

- ・ 「養育里親」と「養子縁組里親」を区別し、養育里親の社会的養護体制における位置付けを明確化する。
- ・ 養育里親となる者の要件について、都道府県が行う研修を修めた者とするほか、欠格事由や取消要件の明確化を図る等里親認定登録制度を見直す。
- ・ 養育里親による養育を社会的に評価する額へと里親手当を引き上げる。
- ・ 養育里親の研修、子どもを受託した後の相談等の業務を都道府県の役割として明確化するとともに、当該業務等の委託先として里親支援機関を創設する。

② 小規模グループ形態の住居による新たな養育制度の創設

小規模グループ形態の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもをより適切に養育する事業の制度化を図る。

制度化を図るに当たっては、当該事業を社会福祉事業とし、里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として位置付ける。

また、適切な養育の質を確保するため、同事業を実施する者について、子どもの養育に関する一定の経験を有する等の要件を課すこと、里親に加えて家事等の援助を行う人員を確保することや地域での適切な連携体制を確保すること等を定める。

③ 施設におけるケア単位の小規模化等家庭的養護の推進

(2) においても言及するようにケア単位の小規模化をさらに推進する必要がある。

(2) 施設機能の見直し

子どもの抱える背景が多様化・複雑化する中、心理的ケアや治療を必要とする子どもに対す

る専門的なケアや自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保、ケア単位の小規模化とそこにおける家庭的な養護を推進する必要がある。

このため、施設種別にかかわらず子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に分類された現行の施設類型のあり方の見直しを検討するべきである。また、母子生活支援施設についても、その特性を活かしつつ、ケアの改善に向けた検討を行う必要がある。

これらの見直しについては、子どもにとって必要なケアの質を確保するための人員配置基準の引き上げや措置費の算定基準の見直し等を含めたケアの改善に向けた方策を検討するものとする。

ただし、このような見直しを具体的に進めるためには、必要な財源の確保が不可欠であるとともに、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析し、その結果を十分に踏まえて、ケアのあり方とこれに必要な人員配置や措置費の算定のあり方について検討する必要がある。

したがって、厚生労働省が来年度にかけて行うことを予定している「施設ケアに関する実態調査」の結果を中心にその他の調査研究の状況もあわせて踏まえながら、本専門委員会において、その具体化に向けた検討をさらに進めていくこととする。

上記のような検討を進めるとともに、施設における専門機能や自立支援策の強化を図るため、以下のような対応を進める。

- ・ 基幹的職員（スーパーバイザー）の配置等により、自立支援計画の見直しとその進行管理を適切に行うとともに、チームケアを行うことができる体制を整備する。
- ・ 心理的ケアや治療を必要とする子ども及びその保護者に対し、特に医療機関等との連携を強化するため、それぞれの施設における専門職種の強化等体制整備を図る。
- ・ 施設入所中から自立支援に資するケアを計画的に実施する必要があるほか、子どもの自立支援の観点からも、ケア単位の小規模化について早急に検討を行う。
- ・ 地域の中における施設の役割の充実を図り、入所中や退所後の家庭や子どもに対する施設からの支援を強化する。

なお、児童自立支援施設における学校教育の実施については、未だ多くの自治体で実現されていない。このため、各自治体の福祉部局から教育委員会に積極的に働きかけるほか、国においても厚生労働省と文部科学省で連携を図り、児童自立支援施設に入所する子どもが学校教育を受けられる体制を早急に整えるべきである。

2. 社会的養護に関する関係機関等の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの確立

(1) 児童相談所のアセスメント機能等の強化

一時保護（委託して行う場合を含む。）を含めた児童相談所におけるアセスメント機能の充実強化、里親・施設に措置された後の継続的なアセスメントとこれに基づくケアを提供することを目的として、一時保護から措置解除までの各段階における必要な事項について標準化を図るため、指針を作成する。

(2) 家庭支援機能の強化

家庭における子どもの健やかな育ちを支援し、地域における家庭支援の推進を図るため、以下のような施策を講じる必要がある。

- ・ 児童福祉司等の人員の確保やその質の向上など児童相談所自体の体制を充実する。これに加え、児童相談所が関係機関等と役割分担を図りつつ、保護者指導を行う体制として、児童家庭支援センターを積極的に活用するとともに、他の一定の要件を満たす機関に対しても保護者指導の委託を可能とする。
- ・ 施設に附置される場合だけではなく、一定の要件を満たす医療機関やNPO等、地域で相談支援等を行っている機関が児童家庭支援センターになることを可能とする。
- ・ 住民に身近な市町村の体制整備を図るため、生後4か月までの全戸訪問事業や育児支援家庭訪問事業等の子育て支援事業を推進し、虐待等の予防にも資する取組を進める。
- ・ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）について、調整機関に一定の専門性を有する者を配置する等の機能強化を進め、都道府県による市町村職員に対する研修等の支援を行う等市町村の体制強化を図る。

3. 自立援助ホームの見直し等自立支援策の拡充

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合も多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い。このような子どもたちに対する支援を充実するため、以下のような見直しを進める必要がある。

- ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）については、子どもが自立する年齢が上がってきている現状を踏まえ、施設退所者等のうち、高校卒業後の者も一定期間自立に向けた支援を行うことが可能となるよう、満20歳未満の者まで対象を広げることを検討する。

また、子どもの主体性を尊重する観点からも子どもが都道府県に対し申込みを行う仕組みとするほか、児童自立生活援助事業の提供（委託）を都道府県に義務づけることも検討する。さらに、現在の補助金による財政的支援ではなく、国や県による財政的負担により、より確実な財政支援を行うことができる方策を検討する。

- ・ 施設を退所した子ども等に対し自立生活や就労を継続するための支援を行うため、生活や就労に関する相談や自助グループによる相互の意見交換等を行う拠点事業を創設する。

4. 人材確保のための仕組みの拡充

(1) 施設長・施設職員の要件の明確化

施設長・施設職員の任用要件を明確化・適正化するべきである。

(2) 基幹的職員（スーパーバイザー）の配置、養成のあり方

施設において組織だったケアを行い得るようにするとともに、人材育成が可能となるよう、自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員の配置を義務づける必要がある。

基幹的職員については、施設における一定の経験を有する者等のうち、一定の研修を受け専門性を習得した者とするべきである。

(3) 国及び都道府県の研修体制の拡充

都道府県において作成する整備計画に必要な人材を確保するための方策を記載し、これに基づき計画的に人材育成を進めることが重要である。

国において作成する指針（都道府県計画の作成のための指針）にも人材育成に関する事項を盛り込むほか、国は、人材育成のためのカリキュラムの作成や都道府県で人材育成を担う指導者に対する研修を実施する必要がある。

5. 措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保のための方策

(1) 措置された子どもの権利擁護を図るための体制整備

子どもの措置に関する一定の権限を有する機関である都道府県児童福祉審議会について措置された子どもの権利擁護に関する役割を明確化し、措置された子どもが都道府県児童福祉審議会に対し意見を述べるができること、同審議会が調査のため必要に応じて子どもも含め関係者に対し資料の提出及び説明を求めることができることとするほか、同審議会が都道府県に対し、子どもの権利擁護に関し講じるべき措置について意見を述べるができること等の仕組みを整備する。

(2) 監査体制の強化等ケアの質の向上のための取組の拡充

都道府県において、第三者を加えた監査チームを編成する等により、ケアの質について監査できる体制を整備するとともに、国においても、監査マニュアルの見直し、標準化を進めるべきである。

(3) 施設内虐待等に対する対応

被措置児童に対する児童養護施設等職員や里親による虐待等に対応するため、施設長、施設職員、一時保護所の職員、小規模グループ形態の住居による養育事業を行う者及び里親が行う暴行、わいせつな行為、ネグレクト及び心理的外傷を与える行為等を施設内虐待等と位置づけ、以下のような対策を講じる必要がある。

また、子ども同士の上記のような行為についても、これを施設職員等が放置した場合は、虐待（ネグレクト）として位置づけ、これに適切に対応することが重要である。

- ・ 施設内虐待等を受けた子どもが、都道府県及び（1）に記載した都道府県児童福祉審議会に対して届け出ることができるようにすること
- ・ 施設内虐待等を発見した場合に職員等に都道府県への通告義務を課すこと及び第三者に通告に関する義務を課すこと並びに（1）に記載した都道府県児童福祉審議会に対し通告できるようにすること
- ・ 都道府県及び都道府県児童福祉審議会に対し届出をした子ども及び通告した職員等に関する

る秘密の保持義務を課すこと

- ・ 通告した職員等に対する施設による不利益取扱いを禁止すること
- ・ 届出、通告があった施設等に対する立入調査、質問、勧告、指導、業務停止等の処分及び子どもの保護等都道府県が講じるべき措置を明確化すること
- ・ 国が施設内虐待等に関する検証・調査研究を実施すること及び都道府県が施設内虐待等の状況等について公表すること

また、具体的な対応方法について、国において各都道府県における施設内虐待等の事例や具体的な取組等を収集・分析し、ガイドラインを作成する必要がある。

6. 社会的養護体制の計画的な整備

要保護児童に対し適切な支援を行い得るような社会的養護の提供量及びその質を確保するという観点から、以下のような仕組みを整備する必要がある。

- ・ 里親や小規模住居における養育事業、施設、自立援助ホーム、児童家庭支援センター、一時保護所等の供給体制や質の確保策、人材確保・人材育成のための方策及び子どもの権利擁護のために講じる措置等について計画的な整備とその質の向上が図られるよう、都道府県においてこれらに関する計画を作成し、これを公表する。
- ・ 国においては、都道府県が計画を策定するに当たって、地方自治体間の格差の解消を図るため、計画的な整備や質の向上を図るための基本指針を作成する必要がある。その際、都道府県計画に盛り込まれるべき具体的な社会的養護の必要提供量の算定方法に関する考え方を示すことが有用である。

児童福祉法等の一部を改正する法律(案)【社会的養護関連部分】の主な内容

(資料2)

趣旨

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の報告書を踏まえ、社会的養護を必要とする子どもの数の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等を踏まえ、社会的養護の質・量の充実を図り、体制整備を図るため、児童福祉法等の一部を改正する。

概要

(1) 里親制度の改正

- 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件として一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。
 - ※ 併せて、養育里親について里親手当を引き上げる。
(現行 子ども1人につき3.4万円→ 1人目7.2万円 2人目以降3.6万円加算)
- 都道府県の業務として、里親に対する相談・援助等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

(2) 小規模住居型児童養育事業(仮称)の創設

- 要保護児童の委託先として、養育者の住居において要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設する。
- 養育者の要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。
 - ※ 事業に関し必要な要件として以下のような事項を検討。
 - * 養育者の要件・里親として○人以上の子どもの○年以上受託した経験を有する者、児童養護施設等での養育経験が○年以上ある者等
 - * 人員配置、設備等・家事や養育の補助を行う者の確保等

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

(4) 家庭支援機能の強化

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、施設に附置される場合だけではなく、一定の要件を満たす医療機関やNPO等、地域で相談支援を行う機関が児童家庭支援センターになることを可能とする。

(5) 年長児の自立支援策の見直し

- 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の支援を要する者を追加する等の見直しを行う。

(6) 施設内虐待(被措置児童等虐待)の防止

- 施設長、施設職員、一時保護所の職員、小規模住居型養育事業(仮称)を行う者及び里親等が行う暴行、わいせつな行為、ネグレクト及び心理的外傷を与える行為等を被措置児童等虐待と位置づける。
- 被措置児童等虐待を発見した者に通告義務を課すこと、被措置児童等虐待を受けた子どもが届出できること、通告や届出先に都道府県等のほか都道府県児童福祉審議会を定める。
- 都道府県等の職員は、都道府県等に通告をした者及び届出した子どもを特定させる事項を漏らしてはならないこととする。
- 通告、届出があった場合の事実確認や保護、施設の立入調査、質問、勧告、業務停止等の都道府県や都道府県児童福祉審議会が講ずべき措置等を明確化する。
- 国は、被措置児童等虐待に関する検証・調査研究を実施し、都道府県は被措置児童等虐待の状況等について公表する。

(7) その他

- 都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

※ 施設機能の見直しについて

- 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書(平成19年11月)において以下のとおり提言されたことを受け、厚生労働省において調査を実施するとともに、その状況や結果について同専門員会に報告しながら、検討を進める予定。
 - ・子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう現行の施設類型のあり方を見直すとともに、人員配置基準や措置費の算定基準の見直し等を含めてケアの改善に向けた方策を検討。
 - ・このような見直しを具体的に進めるためには必要な財源の確保が不可欠であるとともに、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析することが必要。

	里親委託児童数(人)	乳児院入所児童数(人)	児童養護施設入所児童数(人)	小計	里親委託率(%)	
	①	②	③	④(①+②+③)	⑤(①/④)	
1	北海道	282	37	993	1,312	21.5
2	青森県	48	33	345	426	11.3
3	岩手県	43	32	328	403	10.7
4	宮城県	30	35	187	252	11.9
5	秋田県	28	24	205	257	10.9
6	山形県	18	22	224	264	6.8
7	福島県	48	9	434	491	9.8
8	茨城県	87	66	689	842	10.3
9	栃木県	70	77	458	605	11.6
10	群馬県	63	37	373	473	13.3
11	埼玉県	123	129	1,126	1,378	8.9
12	千葉県	125	49	670	844	14.8
13	東京都	382	454	2,908	3,744	10.2
14	神奈川県	97	67	792	956	10.1
15	新潟県	88	35	181	304	28.9
16	富山県	12	22	179	213	5.6
17	石川県	5	34	318	357	1.4
18	福井県	12	26	187	225	5.3
19	山梨県	59	25	204	288	20.5
20	長野県	38	48	617	703	5.4
21	岐阜県	33	30	505	568	5.8
22	静岡県	70	55	501	626	11.2
23	愛知県	136	99	916	1,151	11.8
24	三重県	68	33	414	515	13.2
25	滋賀県	63	29	179	271	23.2
26	京都府	19	32	262	313	6.1
27	大阪府	50	108	1,426	1,584	3.2
28	兵庫県	71	88	895	1,054	6.7
29	奈良県	19	62	359	440	4.3
30	和歌山県	12	30	335	377	3.2
31	鳥取県	32	28	211	271	11.8
32	島根県	33	23	147	203	16.3
33	岡山県	33	42	537	612	5.4
34	広島県	32	21	399	452	7.1
35	山口県	41	25	440	506	8.1
36	徳島県	29	24	268	321	9.0
37	香川県	29	25	131	185	15.7
38	愛媛県	8	39	487	534	1.5
39	高知県	12	26	377	415	2.9
40	福岡県	47	71	651	769	6.1
41	佐賀県	11	16	252	279	3.9
42	長崎県	17	33	564	614	2.8
43	熊本県	35	61	724	820	4.3
44	大分県	51	16	399	466	10.9
45	宮崎県	58	35	430	523	11.1
46	鹿児島県	24	45	715	784	3.1
47	沖縄県	118	16	370	504	23.4
48	札幌市	60	19	526	605	9.9
49	仙台市	27	38	132	197	13.7
50	さいたま市	18	29	238	285	6.3
51	千葉市	19	17	142	178	10.7
52	横浜市	91	62	493	646	14.1
53	川崎市	91	26	258	375	24.3
54	静岡市	24	11	95	130	18.5
55	名古屋市	39	83	600	722	5.4
56	京都市	19	19	402	440	4.3
57	大阪市	90	182	934	1,206	7.5
58	堺市	3	19	262	284	1.1
59	神戸市	28	47	488	563	5.0
60	広島市	13	12	275	300	4.3
61	北九州市	40	35	395	470	8.5
62	福岡市	53	41	337	431	12.3
	計	3,424	3,013	29,889	36,326	9.4

資料：福祉行政報告例[平成19年3月31日現在]

(資料4)

里親登録数等(都道府県市別)

番号	都道府県名	里親(全体)			うち専門里親			うち親族里親	
		登録里親数	受託里親数	委託児童数	登録里親数	受託里親数	委託児童数	受託里親数	委託児童数
1	北海道	470	190	282	25	4	4	10	13
2	青森県	123	37	48	10	3	3	3	5
3	岩手県	148	31	43	4	-	-	4	7
4	宮城県	75	23	30	3	2	3	3	3
5	秋田県	102	24	28	4	1	1	3	5
6	山形県	117	13	18	6	-	-	1	1
7	福島県	167	37	48	1	1	1	1	1
8	茨城県	156	54	87	4	2	2	1	1
9	栃木県	197	62	70	10	1	1	13	20
10	群馬県	165	38	63	1	1	1	1	1
11	埼玉県	305	100	123	18	3	4	-	-
12	千葉県	241	94	125	13	1	1	9	16
13	東京都	575	275	382	14	-	-	1	1
14	神奈川県	199	70	97	16	1	1	5	7
15	新潟県	230	72	88	3	-	-	21	28
16	富山県	64	7	12	6	-	-	-	-
17	石川県	40	4	5	-	-	-	-	-
18	福井県	53	12	12	2	-	-	3	4
19	山梨県	108	41	59	2	1	2	16	26
20	長野県	190	32	38	5	-	-	5	12
21	岐阜県	139	29	33	5	-	-	5	6
22	静岡県	307	51	70	7	1	3	5	11
23	愛知県	251	91	136	17	4	5	2	4
24	三重県	182	51	68	10	3	3	16	30
25	滋賀県	192	35	63	7	-	-	2	3
26	京都府	66	17	19	1	-	-	6	10
27	大阪府	155	39	50	7	3	3	15	21
28	兵庫県	228	74	71	10	5	6	4	5
29	奈良県	92	18	19	1	-	-	3	6
30	和歌山県	68	10	12	5	-	-	-	-
31	鳥取県	67	22	32	12	1	2	4	4
32	島根県	82	25	33	3	-	-	4	5
33	岡山県	92	28	33	16	2	2	1	2
34	広島県	105	28	32	8	2	2	1	4
35	山口県	114	31	41	13	4	5	5	9
36	徳島県	42	23	29	4	-	-	5	8
37	香川県	40	20	29	2	-	-	2	2
38	愛媛県	58	8	8	-	-	-	-	-
39	高知県	36	7	12	1	-	-	1	1
40	福岡県	90	33	47	2	-	-	3	6
41	佐賀県	37	8	11	-	-	-	2	4
42	長崎県	64	16	17	3	-	-	1	1
43	熊本県	86	28	35	11	-	-	3	5
44	大分県	95	35	51	7	2	2	1	1
45	宮崎県	117	45	58	9	1	2	3	4
46	鹿児島県	61	23	24	5	2	2	1	2
47	沖縄県	249	70	118	12	2	4	7	12
48	札幌市	120	46	60	9	1	1	-	-
49	仙台市	62	22	27	6	1	1	1	2
50	さいたま市	64	18	18	5	1	1	-	-
51	千葉市	37	14	19	4	3	3	2	3
52	横浜市	92	43	91	1	-	-	7	9
53	川崎市	93	50	91	11	3	3	3	5
54	静岡市	80	22	24	3	1	1	2	3
55	名古屋市	81	21	39	2	-	-	4	5
56	京都市	59	15	19	3	1	1	3	3
57	大阪市	99	39	90	2	1	2	8	15
58	堺市	20	2	3	-	-	-	-	-
59	神戸市	75	13	28	5	-	-	2	2
60	広島市	42	8	13	2	-	-	-	-
61	北九州市	54	22	40	2	1	2	2	3
62	福岡市	64	37	53	4	-	-	2	2
	計	7,882	2,453	3,424	384	66	80	238	369

資料: 福祉行政報告例[平成19年3月31日現在]

1. 事業の目的・内容

(1) 目的

保護を要する子どもに対しては、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができ、里親制度の普及・促進が重要となっているが、諸外国と比較しても日本の里親制度の普及はまだまだ進んでいない状況である。こうした状況を踏まえ、里親委託を推進するため、里親制度を積極的にアピールするとともに、里親を育て、支えていく体制の整備を図るものとする。

(2) 内容

里親への委託を積極的に推進するために、

- ① 里親制度の広報啓発等により、新規里親の掘起こしを積極的に行う
- ② 里親登録前研修の実施、研修体制の充実を図る
- ③ 子どもに最も適合する里親を選定するための調整等を行う
- ④ 委託里親への定期的な訪問援助・相談・指導等の支援を行う

等の業務を乳児院、児童養護施設等の施設やNPO法人等へ委託することを可能にし、総合的に実施する。

[①②については都道府県・指定都市・児童相談所設置市単位で実施。③④については児童相談所単位で実施。]

※一定期間経過後、既存事業の里親支援事業（里親研修事業・里親養育相談事業・里親養育援助事業、里親養育相互援助事業）及び里親委託推進事業は廃止とする。

2. 実施主体 都道府県・指定都市・児童相談所設置市（社会福祉法人、NPO等への委託も可能）

3. 補助根拠 予算補助

4. 補助先・補助率 1/2（国1/2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2）

(資料6)

小規模化の実施率の状況(都道府県市別)

	小規模グループケア												地域小規模 児童養護施設			
	乳児院			児童養護施設			児童自立支援施設			情緒障害児 短期治療施設						
	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率	
1	北海道	2			18	7	38.9%	3	1	33.3%	1			18	8	44.4%
2	青森県	3	1	33.3%	6	4	66.7%	1						6	1	16.7%
3	岩手県	2			6	5	83.3%	1			1			6	3	50.0%
4	宮城県	1			1	1	100.0%	1						1		
5	秋田県	1	1	100.0%	4	2	50.0%	1						4		
6	山形県	1			5	2	40.0%	1						5		
7	福島県	1			8	6	75.0%	1						8	3	37.5%
8	茨城県	2			15	6	40.0%	1			1			15	3	20.0%
9	栃木県	2			10	7	70.0%	1						10	2	20.0%
10	群馬県	3			6	6	100.0%	1			1			6	4	66.7%
11	埼玉県	4			19	17	89.5%	1						19	8	42.1%
12	千葉県	2			15	4	26.7%	1						15	3	20.0%
13	東京都	10	3	30.0%	52	42	80.8%	2						52	31	59.6%
14	神奈川県	3	1	33.3%	15	11	73.3%	1						15	3	20.0%
15	新潟県	1			4	1	25.0%	1						4	1	25.0%
16	富山県	1			3	2	66.7%	1						3		
17	石川県	1			4	1	25.0%	1						4		
18	福井県	2			5			1						5	1	20.0%
19	山梨県	1			5	2	40.0%	1						5	1	20.0%
20	長野県	4			16	11	68.8%	1			1	1	100.0%	16	1	6.3%
21	岐阜県	2	1	50.0%	10	8	80.0%	1			1			10	3	30.0%
22	静岡県	2			8	7	87.5%	1			1			8	2	25.0%
23	愛知県	4			17	4	23.5%	1			2			17	3	17.6%
24	三重県	2			10	5	50.0%	1						10	3	30.0%
25	滋賀県	1	1	100.0%	4	4	100.0%	1			1	1	100.0%	4	1	25.0%
26	京都府	2			6	5	83.3%	1			1			6		
27	大阪府	3			22	9	40.9%	2			3	2	66.7%	22	5	22.7%
28	兵庫県	4	1	25.0%	14	5	35.7%	1			1			14	1	7.1%
29	奈良県	2	1	50.0%	6	3	50.0%	1						6	1	16.7%
30	和歌山県	1			7			1						7	1	14.3%
31	鳥取県	2	1	50.0%	5	4	80.0%	1			1	1	100.0%	5		
32	島根県	1	1	100.0%	3	3	100.0%	1						3		
33	岡山県	1			12	7	58.3%	1			1			12	2	16.7%
34	広島県	1			8	1	12.5%	1						8	3	37.5%
35	山口県	1			10	5	50.0%	1	1	100.0%	1			10	1	10.0%
36	徳島県	1	1	100.0%	7	2	28.6%	1						7		
37	香川県	1			3	1	33.3%	1			1			3		
38	愛媛県	2			10	3	30.0%	1						10	1	10.0%
39	高知県	1			8	6	75.0%	1			1			8	1	12.5%
40	福岡県	3	3	100.0%	11	8	72.7%	1			1			11	2	18.2%
41	佐賀県	1			6	5	83.3%	1						6		
42	長崎県	1	1	100.0%	11	4	36.4%	1			1			11	1	9.1%
43	熊本県	3			12	9	75.0%	1			1			12	2	16.7%
44	大分県	1			9	7	77.8%	1	1	100.0%				9		
45	宮崎県	1	1	100.0%	9	1	11.1%	1						9	2	22.2%
46	鹿児島県	3			14	6	42.9%	1			1			14	1	7.1%
47	沖縄県	1	1	100.0%	8	1	12.5%	1						8	2	25.0%
48	札幌市				5	3	60.0%							5		
49	仙台市	1			4	1	25.0%				1			4	1	25.0%
50	さいたま市	1			2	1	50.0%							2		
51	千葉市	1			2	1	50.0%							2	1	50.0%
52	横浜市	3	2	66.7%	7	5	71.4%	2			1	1	100.0%	7	1	14.3%
53	川崎市	1			2									2		
54	新潟市				1									1		
55	静岡市	1			1									1	1	100.0%
56	浜松市	1	1	100.0%	3	2	66.7%							3		
57	名古屋市	3	1	33.3%	14	6	42.9%	1			1			14	5	35.7%
58	京都市	2	2	100.0%	7	5	71.4%				1			7	2	28.6%
59	大阪市	4	2	50.0%	10	4	40.0%	1			2			10	2	20.0%
60	堺市				4	1	25.0%							4	1	25.0%
61	神戸市	3	3	100.0%	14	7	50.0%	1						14		
62	広島市	1			3	2	66.7%				1			3	1	33.3%
63	北九州市	1	1	100.0%	6	5	83.3%							6		
64	福岡市	2	2	100.0%	3	3	100.0%							3	2	66.7%
65	横須賀市				1	1	100.0%							1		
66	金沢市	1			4	3	75.0%							4		
	計	121	33	27.3%	560	310	55.4%	56	3	5.4%	31	6	19.4%	560	128	22.9%

資料：家庭福祉課調べ(平成20年2月1日現在)

※1 乳児院及び児童養護施設の施設数については、平成19年3月31日現在(資料：福祉行政報告例)

※2 児童自立支援施設については、国立の2施設を除く

(資料7)

情緒障害児短期治療施設の設置状況

H20.2.1現在

番号	都道府県市名	H18	H19新規	H20新規 予定	H21新規 予定
1	北海道	1			
2	青森県				
3	岩手県	1			
4	宮城県				
5	秋田県				
6	山形県				
7	福島県				
8	茨城県	1			
9	栃木県				
10	群馬県	1			
11	埼玉県		1		
12	千葉県				
13	東京都				
14	神奈川県				
15	新潟県				
16	富山県				
17	石川県				
18	福井県				
19	山梨県				
20	長野県	1			
21	岐阜県	1			
22	静岡県	1			
23	愛知県	2			
24	三重県				
25	滋賀県	1			
26	京都府	1			
27	大阪府	3			
28	兵庫県	1			
29	奈良県				
30	和歌山県				1
31	鳥取県	1			
32	島根県				
33	岡山県	1			
34	広島県				
35	山口県	1			
36	徳島県				
37	香川県	1			
38	愛媛県				
39	高知県	1			
40	福岡県	1			
41	佐賀県				
42	長崎県	1			
43	熊本県	1			
44	大分県				
45	宮崎県				
46	鹿児島県	1			
47	沖縄県				
48	札幌市				
49	仙台市	1			
50	さいたま市				
51	千葉市				
52	横浜市	1			
53	川崎市				
54	新潟市				
55	静岡市				
56	浜松市				
57	名古屋市	1			
58	京都市	1			
59	大阪市	2			
60	堺市				
61	神戸市				
62	広島市	1			
63	北九州市				
64	福岡市				
65	横須賀市				
66	金沢市				
	計	31	1	0	1

資料：家庭福祉課調べ

番号	都道府県市名	自立援助ホーム			
		H18実績	H19新規 (予定含む)	H20新規 予定	H21新規 予定
1	北海道			1	
2	青森県				
3	岩手県				
4	宮城県				
5	秋田県				
6	山形県				
7	福島県				
8	茨城県				
9	栃木県	1			
10	群馬県	1			
11	埼玉県	2	1		
12	千葉県	2	1		
13	東京都	12	5	2	
14	神奈川県	1		1	
15	新潟県				
16	富山県				
17	石川県				
18	福井県				
19	山梨県				
20	長野県	1			
21	岐阜県				
22	静岡県	1			
23	愛知県				
24	三重県				
25	滋賀県	1			
26	京都市				
27	大阪府	1			
28	兵庫県				
29	奈良県				
30	和歌山県			1	
31	鳥取県	4			
32	島根県	1			
33	岡山県				
34	広島県				
35	山口県	1			
36	徳島県				
37	香川県				1
38	愛媛県				
39	高知県	1	1		
40	福岡県				
41	佐賀県				
42	長崎県				
43	熊本県		1		
44	大分県	1			
45	宮崎県				
46	鹿児島県				
47	沖縄県	1			
48	札幌市				
49	仙台市	1			
50	さいたま市			1	
51	千葉市	1			
52	横浜市	2			
53	川崎市				
54	新潟市				
55	静岡市				
56	浜松市				
57	名古屋	1			
58	京都市	1			
59	大阪市	2			
60	堺市				
61	神戸市				
62	広島市				
63	北九州	1			
64	福岡市			1	
65	横須賀市				
66	金沢市				
	計	41	9	7	1

(資料9)

地域生活支援事業（モデル事業）の概要

1. 事業の目的・内容

(1) 目的

施設を退所した者等については、就職はしたものの仕事が続かない場合や、住居等生活の基盤が確保できなくなる場合があり、こういった者に対して、社会的に自立した地域生活を継続的に営むことができるよう、きめ細かな支援を実施することを目的とする。

(2) 内容

児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、生活支援等を行うことにより自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。

なお、平成20年度はモデル事業（5か所）として実施する。

2. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 運営主体 地方公共団体、社会福祉法人、NPO等

4. 補助根拠 予算補助

5. 補助先・補助率 1/2（国1/2 都道府県・指定都市、児童相談所設置市1/2）

(資料10)

児童自立支援施設への学校教育実施予定一覧

H20.2.1現在

番号	都道府県名	施設名	H18	H19新規	H20新規 予定	H21以降 予定	形態
1	国立	武蔵野学院	☆				中:分教室
2	"	きぬ川学院	☆				中:分教室
3	北海道	北海道家庭学校				★(H21)	(小:分教室、中:分校)
4	"	向陽学院				★(H21)	(小:分教室、中:分校)
5	"	大沼学園				★(H21)	(小:分教室、中:分校)
6	青森県	子ども自立センターみらい	☆				分教室
7	岩手県	杜陵学園				★(H23)	(検討中)
8	宮城県	さわらび学園	☆				分教室
9	秋田県	千秋学園		☆			分校
10	山形県	朝日学園				★(未定)	
11	福島県	福島学園				★(未定)	
12	茨城県	茨城学園	☆				分教室
13	栃木県	那須学園	☆				小:分教室、中:分校
14	群馬県	ぐんま学園	☆				分校
15	埼玉県	埼玉学園	☆				小:分教室、中:分校
16	千葉県	生実学校	☆				分教室
17	東京都	誠明学園	☆				本校
18	"	萩山実務学校	☆				中:分校
19	神奈川県	おおいそ学園	☆				分校
20	新潟県	新潟学園	☆				分校
21	富山県	富山学園				★(未定)	
22	石川県	児童生活指導センター	☆				分校
23	福井県	和敬学園				★(未定)	
24	山梨県	甲陽学園			☆		(分校)
25	長野県	波田学院	☆				小:分教室、中:分校
26	岐阜県	わかあゆ学園	☆				分校
27	静岡県	三方原学園	☆				分校
28	愛知県	愛知学園				★(未定)	
29	三重県	国児学園	☆				分校
30	滋賀県	淡海学園	☆				分教室
31	京都府	淇陽学校				★(H22)	(分校又は分教室)
32	大阪府	修徳学院				★(未定)	
33	"	ライフサポートセンター	—	—	—	—	
34	兵庫県	明石学園	☆				分教室
35	奈良県	精華学院				★(未定)	
36	和歌山県	仙溪学園	☆				小:分教室、中:分校
37	鳥取県	喜多原学園	☆				小:分教室、中:分校
38	島根県	わかたけ学園	☆				分校
39	岡山県	成徳学校				★(H21)	(小:分教室、中:本校又は分校)
40	広島県	広島学園				★(未定)	
41	山口県	育成学校	☆				小:分教室、中:分校
42	徳島県	徳島学院	☆				小:分教室、中:分校
43	香川県	斯道学園	☆				分教室
44	愛媛県	えひめ学園	☆				小:分教室、中:分校
45	高知県	希望が丘学園	☆				分校
46	福岡県	福岡学園	☆				分校
47	佐賀県	虹の松原学園		☆			分校
48	長崎県	開成学園	☆				分校
49	熊本県	清水が丘学園				★(H23)	(検討中)
50	大分県	二豊学園				★(未定)	
51	宮崎県	みやざき学園				★(H22)	(分校又は分教室)
52	鹿児島県	牧ノ原学園			☆		(小:分教室、中:分校)
53	沖縄県	若夏学院	☆				小:分教室、中:分校
54	横浜市	向陽学園				★(H22)	(分教室)
55	"	横浜家庭学園				★(未定)	
56	名古屋市	玉野川学園				★(未定)	
57	大阪市	阿武山学園				★(未定)	
58	神戸市	若葉学園	☆				分教室
合計			32	2	2	21	

資料:家庭福祉課調べ

(資料11)

平成20年度 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程(案)

平成20年度研修共通テーマ <切れ目ない自立支援の展開に向けて>

社会的養護を必要としている子どもの様々な状況に対応するとともに、その子どもの自立に至るまでの切れ目ない総合的な支援についての研修を行います。

<児童自立支援施設新任職員研修>

研修種別	対象者	期間	研修内容	スクーリング会場	募集人数
1 新任施設長研修 新任施設長として児童自立支援施設運営上必要と思われる内容を学び、今後の方向性を考える研修	H19.4月以降に着任した施設長	前期H20.5.12～5.14 後期H20.10月第4週 (各3日間) 前後期2回とも必修	テーマ 「子どもの権利擁護と施設運営管理」 内容 講義、討議、見学等	前期 武蔵野 後期 きぬ川	20名
2 新任職員研修 (1)短期コース 初めて児童自立支援事業に従事する職員に対しての基礎的研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が3年未満である者	全3ヶ月間うちスクーリング ①H20.6.2～6.6 ②H20.6.9～6.13 ③H20.6.16～6.20 ④H20.6.23～6.27	テーマ 「子どもの理解と対応」 内容 レポート作成 講義、実習、演習、見学等	①② 武蔵野 ③④ きぬ川	各回 15名
3 (2)実習コース 児童自立支援施設の機能を実習を通してより深く理解し、具体的な支援の方法を学ぶ基礎的研修			全3ヶ月間 うち実習期間(3週間) 8月下旬～9月上旬 又は調整の上決定	テーマ 「直接支援現場の実際」 内容 レポート作成 講義、実習、演習、見学等	

<児童自立支援施設専門研修>

4 スーパーバイザー研修 自立支援機能を統括していくために必要なケアマネジメント・スーパービジョン、今後の児童自立支援施設の機能充実を考え深める研修	スーパーバイザー又は指導的立場にある者(※)	全3ヶ月間 うちスクーリング期間 H20.7.7～7.11 (5日間)	テーマ 「入所からアフターケアまで」 内容 レポート作成 講義、演習、見学等	武蔵野	30名
5 中堅職員研修 専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が5年以上である者(※)	全4ヶ月間 うちスクーリング期間 H20.9.8～9.12 (5日間)	テーマ 「保護者に対する介入的アプローチ」 内容 レポート作成 講義、演習、見学等	武蔵野	30名
6 児童自立支援専門員・児童生活支援員研修 児童自立支援施設職員としての専門性をより高めるための研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が5年未満である者(※)	全4ヶ月間 うちスクーリング期間 H20.10.27～10.31 (5日間)	テーマ 「ケースマネジメント」 内容 レポート作成 講義、演習、見学等	武蔵野	30名
7 学科指導関係職員研修 多様化する児童自立支援施設入所児童の学習を支援するために必要な専門性を高める研修	児童自立支援施設で学科指導に関わっている教員・職員等	全4ヶ月間 うちスクーリング期間 H20.7.30～8.1 (3日間)	テーマ 「自立の理念と情報教育」 内容 レポート作成 講義、演習等	武蔵野	30名

<児童自立支援施設・児童相談所共通研修>

8 思春期問題対応関係機関職員研修	思春期問題対応関係職員	H21.2.16～2.18 (3日間)	テーマ 「思春期に関わる課題と発達障害」 内容 講義、演習等	武蔵野	30名
----------------------	-------------	------------------------	---	-----	-----

<児童相談所職員研修>

9 児童相談所一時保護所指導者研修	児童相談所一時保護所において指導的立場にある者(※)	①H21.1.14～1.16 ②H21.2.4～2.6 (3日間)	テーマ 「一時保護所の機能充実に向けて」 内容 講義、演習等	武蔵野	各回 30名
10 里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里親対応担当職員等	H20.12.8～12.10 (3日間)	テーマ 「社会的養護の理念と里親支援」 内容 講義、演習等	武蔵野	30名

(※ 児童福祉領域の経験を含める等、所属長の推薦がある場合にはこれに限らない)

問い合わせ先 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 TEL048-878-1260(代)

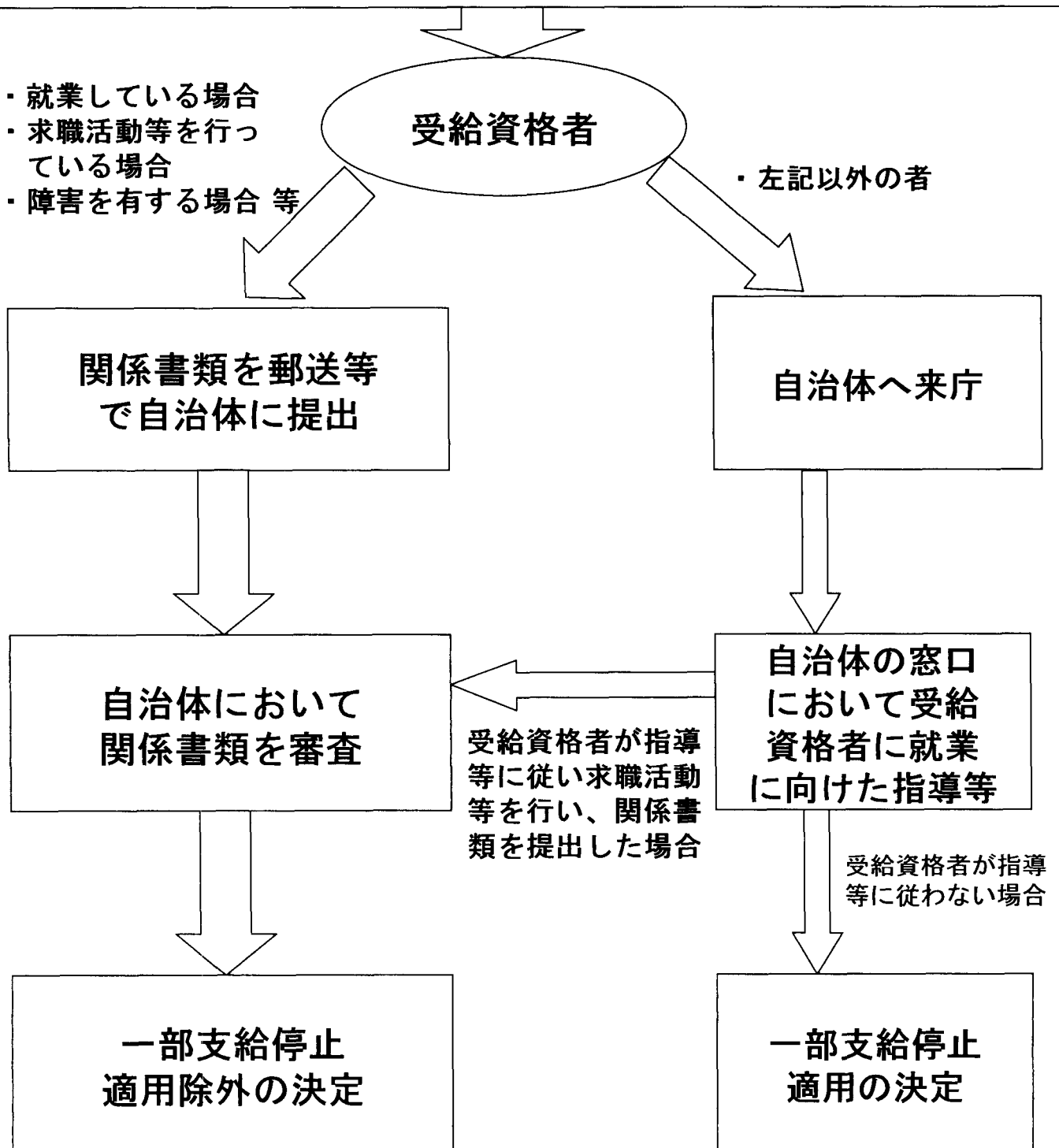
児童扶養手当一部支給停止措置に関する事務の流れ

1 受給資格者が5年等経過月を迎える際の事務

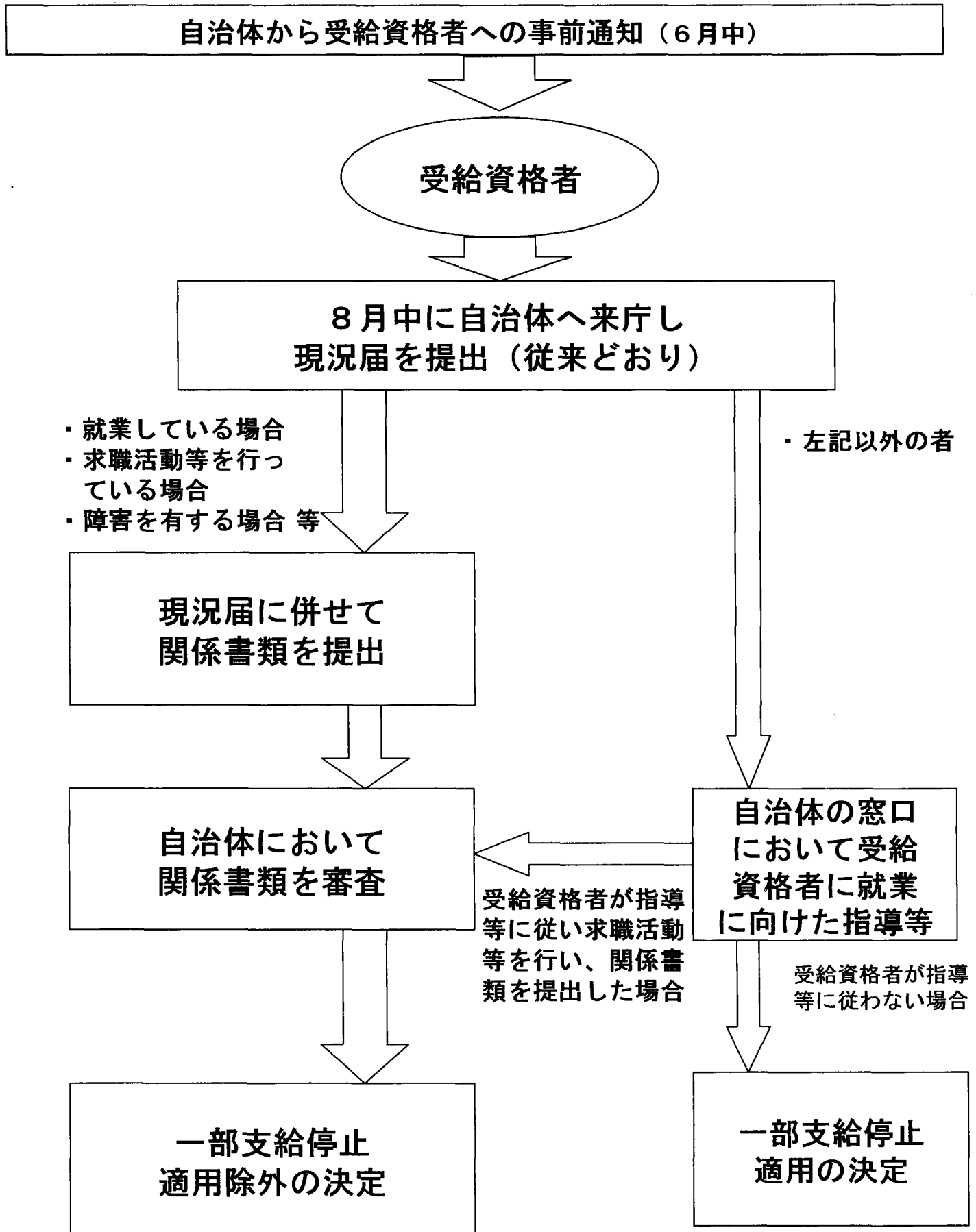
自治体から受給資格者への事前通知

(5年等経過月の前々月に事前通知)

- ・一部支給停止の適用除外となる理由がある者は、関係書類を自治体に提出
- ・一部支給停止の適用除外となる理由がない者は、自治体へ来庁



2 5年等経過月以降の現況届時(毎年8月)の事務



一部支給停止適用除外の確認方法

1 就業している場合

次のような書類により確認する。

- 雇用主による証明書
- 賃金の支払明細書の写し
- 受給資格者が被保険者である健康保険証の写し 等

2 求職活動その他自立を図るための活動を行っている場合

次のような書類により確認する。

- 福祉事務所等で母子自立支援プログラムを策定し自立に向けた支援を受けていることの証明書
- 母子家庭等就業・自立支援センターで就業相談、講習会等を受けていることの証明書
- 公共職業安定所で求人情報の提供、職業相談等を受けていることの証明書
- 民間職業紹介事業所で就業相談や講習会等を受けていることの証明書
- 職業能力開発・向上のために専修学校その他養成機関に在学していることの証明書(在学証明書) 等

3 障害を有する場合

障害基礎年金1級又は2級を受給できる程度の障害状態にあることを次のような書類により確認する。

- 身体障害者手帳1級、2級、3級の写し
- 療育手帳(A)の写し
- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の写し
- 医師の診断書 等

4 負傷・疾病等により就業することができない場合

次のような書類により確認する。

- 特定疾患医療受給者証の写し(難病のケース)
- 特定疾病療養受療証の写し(長期高額療養費の指定を受けた人工透析慢性腎不全、血友病、HIV患者のケース)
- 負傷・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書 等

5 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷・疾病、要介護の状態にあること等により、受給資格者が介護を行う必要があり、就業することが困難である場合

次のような書類により確認する。

- 当該児童又は親族が障害、負傷・疾病等の状態にあることを明らかにする書類 等

(資料2)



雇児福発第0208002号
平成20年2月8日

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令等の施行について

今般、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（平成20年2月8日政令第23号。以下「改正政令」という。）及び児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令（平成20年2月8日厚生労働省令第12号。以下「改正省令」という。）が、それぞれ本日公布され、公布の日から施行されることとなったところである。

改正政令及び改正省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その施行に遺漏のないようにされるとともに、管内市町村及び福祉事務所に対する周知方お願いする。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

I 改正の趣旨

児童扶養手当の受給開始から5年を経過した場合等における手当の一部支給停止措置については、平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、離婚後の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨から設けられた規定である。これに基づく一部支給停止措置に係る一部支給停止される手当の額や当該措置を適用しない事由等の具体的な内容については、政令に委任されていたところである。

当該一部支給停止措置については、平成20年4月よりこれが適用される可能性がある者がいることから、今般、政省令を定めたものである。

II 改正政令に関する事項

児童扶養手当法（以下「法」という。）第13条の2の規定により、手当を受給してから5年を経過した場合等においては、手当の額の2分の1を支給停止する（下記1に記載）こととなる。令第8条（下記2に記載）に規定する事由に該当する場合を除き、以下に詳細を記載する。

1 支給しない手当の額(第7条)

受給資格者（母に限る。）に対する児童扶養手当（以下「手当」という。）の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過した日（法第6条第1項の規定による認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者は、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した日）の属する月（以下「5年等満了月」という。）の翌月以降に支給すべき手当の額（法第9条、法第9条の2及び第10条の規定に基づく所得制限（以下「所得制限」という。）による全部又は一部支給停止が行われている場合にあっては、当該支給停止後の額）に2分の1を乗じて得た額とし、これらに10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

ただし、当該一部支給停止の額は、法第13条の2第1項ただし書に規定する手当の額（5年等満了月の翌月に支払うべき手当の額（所得制限により手当の全部又は一部が支給停止されている場合にあっては、当該支給停止前の額））を上限とする。

2 手当の一部支給停止を適用しない事由(第8条)

- (1) 受給資格者が就業していること又は求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしていること。
- (2) 受給資格者が児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障害の状態にあること。
- (3) 受給資格者が疾病又は負傷のために就業することができないことその他の自立を図るための活動をすることが困難である事由として厚生労働省令で定める事由があること。

III 改正省令に関する事項

1 一部支給停止の適用除外に関する届出（第3条の3）

- (1) 受給資格者は、5年等満了月の翌月以降において、手当の一部支給停止適用除外事由に該当し、一部支給停止の適用除外を受けようとするとき（以下「適用除外事由発生月」という。）は、その月の末日までに、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書（以下「届出書」という。）に次の書類を添えて、

手当の支給機関に提出しなければならないこと。

① 就業している場合

雇用契約書の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行っていることその他の受給資格者が就業していることを明らかにできる書類（適用除外事由発生日（その月が7月の場合は7月又は8月のいずれかの月。以下②及び③において同じ。）において就業していることを明らかにできる書類に限る。）

② 求職活動をしている場合（適用除外事由発生日において求職活動をしていることを明らかにできる書類に限る。）

- イ 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業を実施している機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類
- ロ 求人者に面接を受けたことその他の就業するための活動を行っていることを明らかにできる書類

③ 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図るための活動をしている場合（適用除外事由発生日において公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図るための活動をしていることを明らかにできる書類に限る。）

公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図るための活動を行っていることを明らかにできる書類

④ 児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障害の状態にある場合

- イ 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
- ロ 当該障害が児童扶養手当法施行規則別表に定める傷病に係るものであるときは、エックス線直接撮影写真

⑤ 受給資格者が疾病、負傷又は要介護状態にあることにより就業することが困難である場合

医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類等

⑥ 受給資格者の監護する児童又は受給資格者の親族が疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難である場合

医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類等及び受給資格者がこれらの者を介護する必要があることを明らかにできる書類

(2) 5年等満了月の翌月に一部支給停止適用除外事由に該当すると見込まれる場合

5年等満了月の前々月の初日から5年等満了月の末日までの間に届出書及び書類等を提出することができる。この場合において、書類等は5年等満了月の前々月から5年等満了月の末日までの間のいずれかの時において、上記①から③までに掲げる活動（以下「求職活動等」という。）をしていることを明らかにするものであること。

(3) 現に一部支給停止の適用を除外されている場合

毎年8月1日から31日まで（都道府県及び市（区）町村（以下「都道府県等」という。）による指導等を受けた場合は、9月30日まで）の間に、届出書に必要な書類等を添えて、手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、書類等は当該年の6月1日から8月31日まで（都道府県等による指導等を受けた場合は、9月30日まで）の間のいずれかの時において、求職活動等をしていることを明らかにするものであること。

(4) 届出書及びこれに添付する書類等の提出について、やむを得ない事情により期限までに提出できなかった場合は、その事情が消滅してから速やかに提出しなければならないこと。

2 証書の更新、支給停止の通知等（第21条第2項及び第4項）

(1) 手当の支給機関は、手当の一部を支給しないときは、児童扶養手当証書に所要事項を記載し、又は新たに児童扶養手当証書を作成し、これを受給者に返付し、又は交付しなければならないこと。

(2) 手当の支給機関は、手当の一部を支給しないときは、児童扶養手当支給停止通知書（様式第11号の3）を受給者に交付しなければならないこと。

3 令第8条に規定する求職活動等及び事由（第24条の4）

(1) 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたこと、求人者に面接したことその他就業するための活動

(2) 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図るための活動

(3) 都道府県等による相談、情報の提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動をし、又は公共職業能力開発施設等に在学していることその他の職業能力の開発及び自立を図るための活動を行うこと。

(4) 受給資格者が疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難であること。

(5) 受給資格者が監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態のあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者を介護する必要がある就業することが困難であること。

4 一部支給停止が適用されない期間（第24条の5）

(1) 5年等満了月の翌月以降に一部支給停止適用除外事由に該当し、適用除外事由発生日（7月である場合は8月）の末日までに届け出た場合

適用除外事由発生日から翌年7月（適用除外事由発生日が1月から6月までの場合は当該年の7月）までの期間は一部支給停止が適用されないこと。

(2) 5年等満了月の翌月に一部支給停止適用除外事由に該当する見込みであり、5年等満了月の末日までに届け出た場合

5年等満了月の翌月から翌年7月（5年等満了月が1月から6月までの場合は当該年の7月）までの期間は一部支給停止が適用されないこと。

(3) 現に一部支給停止適用除外事由に該当し、8月31日（都道府県等の指導等を受けた場合は9月30日）までに届け出た場合

当該年の8月から翌年7月までの期間は一部支給停止が適用されないこと。

5 様式の改正

(1) 届出書の様式を定めたこと（様式第5号の3）。

(2) 児童扶養手当支給停止通知書の様式を改正したこと（様式第11号の3）。

IV 施行期日等

1 公布の日（2月8日）から施行する。

2 平成20年5月までの特例

平成20年5月末日までの間に、5年等満了月を迎える受給資格者については、届出書及び書類等の提出期限を平成20年6月末日までとする。この場合において、書類等は5年等満了月の前々月から平成20年6月末日までのいずれかの時において求職活動等をしていることを明らかにできるものとする。

3 改正前の様式の内紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

児童扶養手当法施行令別表第一（第一条及び第八条関係）

- 一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの
 - 二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
 - 三 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - 四 そしやくの機能を欠くもの
 - 五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 - 六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - 七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 九 一上肢のすべての指を欠くもの
 - 十 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 十一 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 十三 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- （備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

※※第 号	
※経 由 町村名	※市 区 町 村 受付年月日 平成 年 月 日
※町 村 平成 年 月 日号 提 出 第	※町 村 平成 年 月 日号 再 提 出 第
<u>児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書</u>	
(ふりがな) 氏 名 -----	証書番号 第 号
住 所	
<p>次の(1)から(4)までの中から該当する児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由を○で囲み、その事実を明らかにできる書類を添えてください。</p> <p>(1) 就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている。</p> <p>(2) 障害の状態にある。</p> <p>(3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由（ ）により就業することが困難である。</p> <p>(4) 監護する児童又は親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由（ ）により、これらの者の介護を行う必要があり就業等が困難である。</p>	
<p>上記のとおり、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由について届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊦</p> <p>都道府県知事（福祉事務所長） 殿</p> <p>市 町 村 長（福祉事務所長）</p>	
※※ 通 知 平成 年 月 日 第 号	
備 考	

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。
- ◎ ※、※※の欄には記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

注 意

- 1 この届出書は、手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過した日（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条第1項の規定により認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した日）又は手当の一部支給停止適用除外事由に該当した日の属する月（以下「5年等満了月等」という。）の末日までの間に出してください。ただし、都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）、福祉事務所を管理する町村長が行う就業に関する相談、情報提供若しくは助言又は支援を受け、2の(1)に掲げる活動を行った場合については5年等満了月等の翌月の末日までの間に出してください。
また、手当の一部支給停止適用除外事由に該当する間は、毎年8月1日から同月31日までの間に出してください。
- 2 この届出書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
 - (1) 就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている場合は、以下イからホまでのいずれかの書類
 - イ 雇用契約書の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行っていることを明らかにできる書類
 - ロ 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類
 - ハ 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行っていることを明らかにできる書類
 - ニ 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図っていることを明らかにできる書類
 - ホ 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）、福祉事務所を管理する町村長が行う就業に関する相談、情報の提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動をし、又はその他の自立を図るための活動を行ったことを明らかにできる書類
 - (2) 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第一に掲げる障害の状態にある場合は、以下の書類
 - イ 児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
 - ロ エックス線直接撮影写真（呼吸器系結核、肺えそ、肺のうよう、けい肺（これに類似するじん肺症を含みます。）、じん臓結核、胃かいよう、胃がん、十二指腸かいよう、内臓下垂症、動脈りゆう、骨又は関節結核、骨ずい炎、骨又は関節損傷、その他の傷病に係る障害である場合に限る。）
 - (3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難である場合は、以下の書類
医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類
 - (4) 監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必要があり就業等が困難である場合は、以下イ及びロの書類
 - イ 医師又は歯科医師の診断書その他の監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類
 - ロ 当該監護する児童又は受給資格者の親族を受給資格者が介護する必要があることにより就業等が困難であることを明らかにできる書類
- 3 表面の(3)及び(4)の「その他これに類する事由」に該当する場合は（ ）内を記入してください。
- 4 この届出書は、市役所、区役所又は町村役場に出してください。この届出書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

様式第十一号の三（第十六条関係）

（表 面）

第 号			
<u>児 童 扶 養 手 当 支 給 停 止 通 知 書</u>			
受給資格者 氏 名		証書番号	第 号
受給資格者 住 所			
支給停止の 期 間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	
支給停止の 金 額	円		
備 考			
<p>あなたは、児童扶養手当法（第9条、第9条の2、第10条、第11条、第13条の2）の規定により、上記のとおり支給停止となりましたので通知します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事（福祉事務所長）</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長（福祉事務所長） ㊟</p> <p style="text-align: center;">殿</p>			

◎ 裏面の注意をよく読んで下さい。

（日本工業規格A列4番）

(裏 面)

注 意

- 1 児童扶養手当現況届は毎年8月1日から8月31日までの間に出してください。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。
- 2 支給停止中の期間内に、あなたが婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。）を解消した場合、あなたの配偶者が死亡した場合、あなたが扶養義務者（父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹などをいいます。以下同様です。）に扶養されなくなった場合又はあなたが児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。）を養育するようになった場合などには、支給停止が解除されることがあります。
- 3 児童扶養手当法第13条の2の規定により、手当の一部を支給停止されている間に、次の①から④までのいずれかの事由に該当する場合には、手当の一部支給停止が解除されることがありますので、市役所、区役所又は町役場の人によく聞いた上で、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に当該事由を明らかにできる書類を添えて提出して下さい。
 - ① 就業、求職活動等の自立を図るための活動をしている。
 - ② 障害の状態にある。
 - ③ 負傷、疾病又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することができない。
 - ④ 監護している児童又は親族が障害の状態にあること又は負傷、疾病若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由があり、かつ、これらの者を介護する必要があるため就業することができない。
- 4 この支給停止に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。
- 5 この処分取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村（都道府県）を被告として（訴訟において市町村（都道府県）を代表する者は市町村長（都道府県知事）となります。）、提起することができます。

なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決（決定）を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。

 - ① 審査請求（異議申立て）があつた日から60日を経過しても裁決（決定）がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令案新旧対照表

○ 児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六条（略）</p> <p>（法第十三条の二第一項の規定により支給しない手当の額）</p> <p>第七条 受給資格者（法第十三条の二第一項に規定する受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対する手当について、同項の規定により支給しない手当の額は、月を単位として、支給開始月（法第七条第一項に規定する支給開始月をいう。）の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過した日（法第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過した日）の属する月の翌月以降に法第十三条の二の規定の適用がないものとして法の規定により支給すべき手当の額に二分の一を乗じて得た額（その額が同条第一項ただし書に規定する当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えるときは、当該相当する額）とし、これらの額に十円</p>	<p>第五条の二（略）</p>

未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(法第十三条の二第二項の政令で定める事由)

第八条 法第十三条の二第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 受給資格者が就業していること又は求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしていること。
- 二 受給資格者が別表第一に定める障害の状態にあること。
- 三 前号に掲げる事由のほか、受給資格者が疾病又は負傷のために就業することができないことその他の自立を図るための活動をすることが困難である事由として厚生労働省令で定める事由があること。

第九条 (略)

第十条 (略)

別表第一 (第一条、第八条関係)

第五条の三 (略)

第六条 (略)

別表第一 (第一条関係)

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 認定及び支給等（第十五条—第二十四条の五）</p> <p>第三章 (略)</p> <p>（一部支給停止の適用除外に関する届出）</p> <p>第三条の三 支給資格者（母に限る。以下この条、第二十四条の四第三項、第二十四条の五及び第二十六条第二項において同じ。）は、法第十三条の二第一項に規定する期間が満了する月（以下「五年等満了」という。）の翌月以降において、令第八条各号に掲げる事由に該当する場合であつて、法第十三条の二第二項の規定の適用を受けようとするときは、同項の規定の適用を受けようとする日の属する月（以下「適用除外事由発生月」という。）の末日（適用除外事由発生月が七月であるときは八月末日）までに、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書（様式第五号の三）を、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類等その他当該事由</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 認定及び支給等（第十五条—第二十四条の三）</p> <p>第三章 (略)</p>

が生じていることを明らかにできる書類等を添えて、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

一 令第八条第一号に掲げる事由に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからハまでに掲げる書類に就業している場合 雇用契約書の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行つていることを証する書類その他の受給資格者が就業していることを明らかにできる書類（適用除外事由発生日（適用除外事由発生日が七月であり、これに基づいて当該年の八月に児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書を提出する場合にあつては、七月又は八月のいずれかの時。ロ及びハにおいて同じ。）において就業していることを明らかにできる書類に限る。）

ロ 求職活動をしている場合 次に掲げるいずれかの書類（適用除外事由発生日において求職活動をしていることを明らかにできる書類に限る。）

(1) 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百九号）第三十条第一項第三号に規定する母子家庭就業支援事業をいう。第二十四条の四第一項において同じ。）を実施する機関又は職業紹介事業者（職業安定法（昭和二十二年法律第四百一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。第二十四条の四第一項において同じ。）において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類

(2) 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行っていることを明らかにできる書類

ハ 第二十四条の四第二項第一号に掲げる活動をしている場合
公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図っていることを明らかにできる書類（適用除外事由発生月において同号に掲げる活動をしていないことを明らかにできる書類に限る。）

二 令第八条第二号に掲げる事由に該当する場合 次に掲げる書類等

イ 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

ロ 当該障害が別表に定める傷病に係るものであるときは、エックス線直接撮影写真

三 令第八条第三号に掲げる事由に該当する場合 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類等

イ 第二十四条の四第三項第一号に該当する場合 医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類等

ロ 第二十四条の四第三項第二号に該当する場合 次に掲げるいずれかの書類等

(1) 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の監護する児童が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにでき

る書類等及び受給資格者が当該児童を介護する必要があることを明らかにできる書類

(2) 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類等及び受給資格者が当該親族を介護する必要があることを明らかにできる書類

2| 五年等満了月の翌月において令第八条各号に掲げる事由に該当する見込みである受給資格者であつて、法第十三条の二第二項の規定の適用を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、五年等満了月の前々月の初日から五年等満了月の末日までの間に、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及び同項各号に掲げる書類等を提出することができる。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、五年等満了月の前々月の初日から五年等満了月の末日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動をしていること又は第二十四条の四第二項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

3| 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けている受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動していること又は第二十四条の四第二項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

4| 前項に規定する受給資格者であつて、法第二十八条の二第一項又は第二項の規定による相談、情報の提供、助言又は支援を受けたものについては、前項中「から三十一日まで」とあり、及び「から八月三十一日まで」とあるのは、「から九月三十日まで」とする。

5| 前各項の規定による児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及びこれに添付する書類等の提出について、やむを得ない事情により期限までに提出できなかつた場合は、その事情が消滅してから速やかに提出しなければならない。

(準用)

第十二条の三 第三条から第六条まで（第三条の二第一項、第三条の三、第五条第二号及び第六条第一項第三号を除く。）、第十一条から前条まで（第十二条第三号を除く。）及び第十四条の規定は、受給資格の認定を受けた者であつて法第九条から第十一条までの規定により手当の全部の支給を受けていないもの（以下「全部支給停止者」という。）について準用する。この場合において、第三条の二第二項中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項、第十条又は第十一条」と、「一部」とあるのは「全部」と、第三条の二第三項

(準用)

第十二条の三 第三条から第六条まで（第三条の二第一項、第五条第二号及び第六条第一項第三号を除く。）、第十一条から前条まで（第十二条第三号を除く。）及び第十四条の規定は、受給資格の認定を受けた者であつて法第九条から第十一条までの規定により手当の全部の支給を受けていないもの（以下「全部支給停止者」という。）について準用する。この場合において、第三条の二第二項中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項、第十条又は第十一条」と、「一部」とあるのは「全部」と、第三条の二第三項中「第九条第一項」とあるの

中「第九条第一項」とあるのは「第九条から第十一条まで」と、第四条の二中「手当の支給が行われている児童」とあるのは「法第九条から第十一条までの規定により手当の全部の支給が行われていない児童」と、第六条第二項第一号中「前項第一号及び第三号」とあるのは「前項第一号」と、第十二条の二中「第九条及び前条の届書又は申請書」とあるのは「及び前条の届書」と、第十四条中「申請書若しくは診断書又は児童扶養手当証書」とあるのは「又は診断書」と、「提出又は返納する場合」とあるのは「提出する場合」と読み替えるものとする。

(証書の更新、支給停止の通知等)

第二十一条 (略)

2| 手当の支給機関は、法第十三条の二第一項の規定により手当の一部を支給しないときは、児童扶養手当証書に所要事項を記載し、又は新たに児童扶養手当証書を作成し、これを受給者に返付し、又は交付しなければならぬ。

3| (略)

4| 手当の支給機関は、法第十三条の二第一項の規定により手当の一部を支給しないときは、児童扶養手当支給停止通知書を受給者に交付しなければならぬ。

5| (略)

(法第十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るた

は「第九条から第十一条まで」と、第四条の二中「手当の支給が行われている児童」とあるのは「法第九条から第十一条までの規定により手当の全部の支給が行われていない児童」と、第六条第二項第一号中「前項第一号及び第三号」とあるのは「前項第一号」と、第十二条の二中「第九条及び前条の届書又は申請書」とあるのは「及び前条の届書」と、第十四条中「申請書若しくは診断書又は児童扶養手当証書」とあるのは「又は診断書」と、「提出又は返納する場合」とあるのは「提出する場合」と読み替えるものとする。

(証書の更新、支給停止の通知等)

第二十一条 (略)

2| (略)

3| (略)

(法第十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るため

めの活動)

第二十四条の三 法第十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るための活動は、公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他職業能力の開発及び向上を図るための活動とする。

(令第八条第一号に規定する求職活動等)

第二十四条の四 令第八条第一号に規定する求職活動は、公共職業安定所、母子家庭就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたこと、求人者に面接したことその他就業するための活動とする。

2| 令第八条第一号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るための活動は、次の各号に掲げるものとする。

一 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図るための活動

二 法第二十八条の二第一項又は第二項の規定による相談、情報の提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動をし、又は前号に掲げる活動を行うこと。

3| 令第八条第三号に規定する厚生労働省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一 受給資格者が疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難であること。

二 受給資格者が監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態

の活動)

第二十四条の三 法第十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るための活動は、職業訓練を受けていることその他職業能力の開発及び向上を図るための活動とする。

にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必要があり就業することが困難であること。

(法第十三条の二第二項の適用)

第二十四条の五 第三条の三第一項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合には、適用除外事由発生月から翌年七月(適用除外事由発生月が一月から六月までの場合にあつては、当該年の七月)までの期間、法第十三条の二第一項の規定を適用しない。

2| 第三条の三第二項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合には、五年等満了月の翌月から翌年七月(五年等満了月の翌月が一月から六月までの場合にあつては、当該年の七月)までの期間、法第十三条の二第一項の規定を適用しない。

3| 第三条の三第三項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八条各号に掲げる事由に該当する場合には、当該年の八月から翌年七月までの期間、法第十三条の二第一項の規定を適用しない。

(添付書類の省略等)

(添付書類の省略等)

第二十六条 (略)

2 手当の支給機関は、障害の状態にある児童、受給資格者又は受給資格者の親族について、既にこれらの障害の状態に関する診断書の提出を受けたことがある場合において、当該児童、受給資格者又は受給資格者の親族の障害の状態が固定している等の事情により当該障害の状態に関する診断書を添える必要がないと認めるときは、第一章の規定により請求書又は届書に添えなければならない当該障害の状態に関する診断書を省略させることができる。

3
3
6
略

第二十六条 (略)

2 手当の支給機関は、障害の状態にある児童について、既に当該児童の障害の状態に関する診断書の提出を受けたことがある場合において、当該児童の障害の状態が固定している等の事情により当該障害の状態に関する診断書を添える必要がないと認めるときは、第一章の規定により請求書又は届書に添えなければならない当該障害の状態に関する診断書を省略させることができる。

3
3
6
略

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令(二三)
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令(二四)

〔府令・省令〕

- 前払式証券発行保証金規則等の一部を改正する命令(内閣府・法務一)
- 昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令(法務五)
- 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令(経済産業八)

〔告 示〕

- 社債等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件(金融庁・法務・財務一)

- 衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件(総務五六)
- 衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件(同五七)
- 会社法第九百四十八条の規定に基づく調査機関の電子公告調査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件(法務五八)
- 土地家屋調査士法第三条第一項第七号の規定による団体の指定に関する件(同五九)
- 日本国に帰化を許可する件(同六〇)
- 医療法施行規則に基づく同令第十二條の厚生労働大臣の登録を受けた者の所在地の変更の件(厚生労働二七)
- 健康保険組合の事務所の所在地を変更した件(同二八)
- 租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件(農林水産二〇一)
- 飼料の公定規格の一部を改正する件(同二〇二)
- 砂防法第二条の土地を指定する件(国土交通一一六)
- 東海防船舶通航信号所に関する告示(海上保安庁三四)
- 海上における射撃訓練を実施する件(防衛二二〇二七)
- 道路に関する件(関東地方整備局四三〇四五)

- 道路に関する件(北陸地方整備局一九、二〇)
- 道路に関する件(中部地方整備局七、八)
- 都市計画に関する件(同九)
- 道路に関する件(中国地方整備局九、一〇)
- 道路に関する件(四国地方整備局九)
- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 法務省 海上保安庁 最高裁判所
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 労働
- 関東地方整備局公示(関東地方整備局)
- 労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)
- 〔公 告〕
- 諸事項
- 官庁
- 南丹区域農用地整備事業における鎌谷中換地区の換地計画、泉州東部区域農用地整備事業における(小川(西)・塔原・塔原二・河合)換地区の換地計画、阿蘇小国郷区域特定地域整備事業における尾張換地区の換地計画、公示送達、建設業の許可の取消処分関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
特殊法人等
厚生年金基金清算終了・清算人退任
関係
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された 法令のあらまし

◇児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令
(政令第二十三号)(厚生労働省)

- 1 児童扶養手当の支給開始から五年を経過している者等に対して手当の一部を支給しない措置が適用されることとなることから、当該支給しない額及び当該措置を適用しない事由について定めることとした。(第七条関係)
- 2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第二十四号)(厚生労働省)

- 1 国民年金の被保険者期間の特例
昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日までの期間(二〇歳前の期間及び六〇歳後の期間並びに昭和五十六年以前の日本国籍を有していなかった期間に係るものを除く。)とし、当該期間は国民年金の被保険者期間とみなすこととした。(第一条第一項及び第二項関係)
- 2 法第一三三第二項の政令で定める期間
国民年金の保険料納付済期間等とすることとした。(第二条関係)
- 3 保険料の額及び法第一三三第四項の政令で定める額
(一) 保険料の額は、昭和三十六年四月一日から一時金の支給を受けることができる者となつた日の前年度に属する三月三十一日までの各月の保険料の額で利率を考慮したものの平均額に相当する額とすることとした。(第六条第一項関係)

- (二) 法第一三三第四項の政令で定める額は、3の(一)の保険料の額に特例納付月数を乗じて得た額とすることとした。(第六条第二項関係)
- 4 国により保険料が納付された国民年金の被保険者期間の特例
保険料の納付が行われた期間は、国民年金の保険料納付済期間とみなすこととした。(第七条関係)

- 5 年金額の改定の特例
老齢基礎年金等の受給権者(6の(一)の請求をした者(以下「請求者」という)を除く)が、4により国民年金の保険料納付済期間とみなされた期間を有したときは、保険料の納付が行われた日(以下「公費充当日」という)の属する月の翌月から、年金額を改定することとした。(第一七条関係)
- 6 繰上げ年金の額の改定の特例
(一) 繰上げ年金の受給権者であつて一時金の支給を受けることができる者は、社会保険庁長官に繰上げ年金の額の特例に係る改定を請求することができることとした。(第一八条第一項関係)

- (二) 請求者が、4により国民年金の保険料納付済期間とみなされた期間を有したときは、老齢基礎年金等については、国民年金法第二七条等の規定の例により計算した額とし、公費充当日の属する月の翌月から、年金額を改定することとした。ただし、請求者であつて、公費充当日に六五歳未満の者については5により年金の額を改定し、当該請求者が六五歳に達した日の翌月から、6の(二)により年金額を改定することとした。(第一八条第二項関係)
- (三) 6の(二)により年金の額が改定された繰上げ年金を支給する場合は、公費充当日(6の(二)ただし書の者にあつては、六五歳に達した日)の属する月までに、請求者に対し繰上げ年金として支給された額の総額から、請求者に係る老齢基礎年金等が六五歳に達した日の属する月の翌月から公費充当日の属する月までに当該請求者に対し支給されたとした場合の当該給付の額の総額を控除して得た額を当該繰上げ年金の内払とみなすこととした。(第一八条第三項関係)
- 7 この政令は、平成二〇年三月一日から施行することとした。

政令

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年二月八日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第二十三号

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第十三条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)の一部を次のように改正する。
第六条を第十條とし、第五條の三を第九條とし、第六條を第十條とし、同條の次に次の二條を加える。
第五條の二を第六條とし、同條の次に次の二條を加える。
(法第十三條の二第一項の規定により支給しない手当の額)

第七條 受給資格者(法第十三條の二第一項に規定する受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ)に対する手当について、同項の規定により支給しない手当の額は、月を単位として、支給開始月(法第七條第一項に規定する支給開始月をいう)の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過した日(法第六條第一項の規定による認定の請求をした日)において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過した日(の属する月の翌月以降に法第十三條の二の規定の適用がないものとして法の規定により支給すべき手当の額に二分の一を乗じて得た額(その額が同条第一項ただし書に規定する当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えるときは、当該相当する額)とし、これらの額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(法第十三條の二第二項の政令で定める事由) 第八條 法第十三條の二第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 受給資格者が就業していること又は求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしていること。
- 二 受給資格者が別表第一に定める障害の状態にあること。
- 三 前号に掲げる事由のほか、受給資格者が疾病又は負傷のために就業することができないことその他の自立を図るための活動をするに困難である事由として厚生労働省令で定める事由があること。

別表第一中「第一条」を「第一条、第八条」に改める。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

御名 御璽

平成二十年二月八日
内閣総理大臣 福田 康夫

政令第二十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十三條第一項、第二項、第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

第十三條中「第三條第三項」を「第八條第三項」に改め、同條を第二十條とする。

第十二條の見出しを(昭和二十二年一月一日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に係る年金額の改定の特例)に改め、同條第一項中「国民年金法による老齢基礎年金若しくは同法附則第九條の三第一項の規定による老齢年金又は旧国民

年金の改定の特例)に改め、同條第一項中「国民年金法による老齢基礎年金若しくは同法附則第九條の三第一項の規定による老齢年金又は旧国民

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

- 接続料規則の一部を改正する省令 (総務九)
 - 接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (同一〇)
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働一一)
 - 児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令 (同一二)
- (告示)
- 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示 (財務三四、三五)
 - 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示 (同三六、四一)
 - 国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示 (同四二、四四)
 - 国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示 (同四五、五〇)

三

三

三

三

三

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示(同五一)

○平成二十年度において使用される小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教科書の定価を認可した件 (文部科学八)

○特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する件 (国土交通一一七)

(官庁報告)

官庁事項

平成二十年度地方団体の歳入歳出総額の見込額 (内閣)

(公告)

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社工事一部完了、特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒処分取消訴訟の判決確定関係
地方公共団体
公債償還 (東京都・大阪市)、行旅死亡人、公示送達、環境影響評価書の縦覧関係
会社その他
会社決算公告

三

三

三

三

三

省令

○総務省令第九号
電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号) の規定に基づき、及び同法を実施するため、接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年二月八日
総務大臣 増田 寛也

接続料規則の一部を改正する省令
接続料規則 (平成十二年郵政省令第六十四号) の一部を次のように改正する。
別表第二の二中

光線電話総延長	153,440	km	を
光線電話総延長	141,526	km	に
電線共同溝総延長	894	km	を
電線ボックス総延長	7,194	km	に
電線共同溝総延長	998	km	に
電線ボックス総延長	6,926	km	に
監視設備 (総合監視)	0.0016	—	に
監視設備 (加入者交換機)	0.0705	—	を
監視設備 (中継交換機)	0.0680	—	に
監視設備 (市外線路)	0.0370	—	に
監視設備 (総合監視)	0.0015	—	に
監視設備 (加入者交換機)	0.0688	—	に
監視設備 (中継交換機)	0.0664	—	に
監視設備 (市外線路)	0.0365	—	に
共通用建物	0.007490	—	を
共通用土地	0.010623	—	に
共通用建物	0.007740	—	に
共通用土地	0.010378	—	に

(繰上げ年金の額の特例に係る改定の請求)
第十五条の二 令第十八条第一項の規定による同項に規定する繰上げ年金(以下「繰上げ年金」といふ。)の額の特例に係る改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣を経由して、社会保険庁長官に提出することによって行わなければならない。
一 氏名、生年月日及び住所
二 基礎年金番号
三 繰上げ年金の年金証書の年金コード
2 前項の請求書は、第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請と同時に、厚生労働大臣に対し理由のため提出しなければならない。
第十六条第一項中「第十二条第二項」を「第十九条第二項」に改める。
第十七条の表中「第七条」を「第十二条」に、「第八条」を「第十三条」に、「第九条」を「第十四条」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十年三月一日から施行する。
第二条 この省令の施行前にこの省令による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十三条の三第一項の規定による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第三項の一時金の支給の申請を行つた者について、この省令による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十五条の二第二項の規定を適用する場合には、同項中「第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請と同時に」とあるのは、「平成二十年三月十七日まで」とする。

○厚生労働省令第十二号
児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第十三条の二第二項、第二十八条第一項及び第三十二条並びに児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)第八条第一号及び第三号の規定に基づき、児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年二月八日 厚生労働大臣 外添 要一

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令
児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十四条の三」を「第二十四条の五」に改める。
第三条の二の次に次の一条を加える。
第三条の二の次に次の一条を加える。
(一部支給停止の適用除外に関する届出)
第三条の三 受給資格者(母に限る。以下この条、第二十四条の四第三項、第二十四条の五及び第二十六条第二項において同じ。)は、法第十三条の二第一項に規定する期間が満了する月(以下「五年等満了月」といふ。)の翌月以降において、令第八条各号に掲げる事由に該当する場合であつて、法第十三条の二第二項の規定の適用を受けようとするときは、同項の規定の適用を受けようとする日の属する月(以下「適用除外事由発生月」といふ。)の末日(適用除外事由発生月が七月であるときは八月末日)までに、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書(様式第五号の三)を、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に掲げる書類等その他当該事由が生じていることを明らかにできる書類等を添えて、これを手当の支給機関に提出しなければならない。
一 令第八条第一号に掲げる事由に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合に依り、それぞれ当該イからハまでに掲げる書類
イ 就業している場合 雇用契約書の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行つてゐることを証する書類その他の受給資格者が就業していることを明らかにできる書類(適用除外事由発生月(適用除外事由発生月が七月であり、これに基づいて当該年の八月に児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書を提出する場合にあつては、七月又は八月のいずれかの時。ロ及びハにおいて同じ。))において就業していることを明らかにできる書類に限る。

二 令第八条第二号に掲げる事由に該当する場合 次に掲げる書類等
イ 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
ロ 当該障害が別表に定める傷病に係るものであるときは、エックス線直接撮影写真
三 令第八条第三号に掲げる事由に該当する場合 次のイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類等
イ 第二十四条の四第三項第一号に該当する場合 医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類等
ロ 第二十四条の四第三項第二号に該当する場合 次に掲げる書類等
一 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の監護する児童が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類
二 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類等及び受給資格者が当該親族を介護する必要があることを明らかにできる書類
三 五年等満了月の翌月において令第八条各号に掲げる事由に該当する見込みである受給資格者であつて、法第十三条の二第二項の規定の適用を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、五年等満了月の前々月の初日から五年等満了月の末日までの間に、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及び同項各号に掲げる書類等を提出することができる。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、五年等満了月の前々月の初日から五年等満了月の末日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動をしていること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

求職活動をしている場合 次に掲げるいずれかの書類(適用除外事由発生月において求職活動をしていることを明らかにできる書類に限る。)
(1) 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業(母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百十九号)第三十条第一項第三号に規定する母子家庭就業支援事業をいう。第二十四条の四第一項において同じ。))を実施する機関又は職業紹介事業者(職業安定法(昭和二十二年法律第一百四十一号)第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。第二十四条の四第一項において同じ。))において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類
(2) 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行つてゐることを明らかにできる書類

ハ 第二十四条の四第二項第一号に掲げる活動をしている場合 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図つてゐることを明らかにできる書類(適用除外事由発生月において同号に掲げる活動をしていることを明らかにできる書類に限る。)

二 令第八条第二号に掲げる事由に該当する場合 次に掲げる書類等
イ 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
ロ 当該障害が別表に定める傷病に係るものであるときは、エックス線直接撮影写真
三 令第八条第三号に掲げる事由に該当する場合 次のイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類等
イ 第二十四条の四第三項第一号に該当する場合 医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類等
ロ 第二十四条の四第三項第二号に該当する場合 次に掲げる書類等
一 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の監護する児童が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類
二 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類等及び受給資格者が当該親族を介護する必要があることを明らかにできる書類
三 五年等満了月の翌月において令第八条各号に掲げる事由に該当する見込みである受給資格者であつて、法第十三条の二第二項の規定の適用を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、五年等満了月の前々月の初日から五年等満了月の末日までの間に、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及び同項各号に掲げる書類等を提出することができる。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、五年等満了月の前々月の初日から五年等満了月の末日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動をしていること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

三 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けてゐる受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動していること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

三 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けてゐる受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動していること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

三 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けてゐる受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動していること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

三 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けてゐる受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動していること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

三 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けてゐる受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動していること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

三 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けてゐる受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動していること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

三 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けてゐる受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動していること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

三 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けてゐる受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動していること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

三 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けてゐる受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動していること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

三 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けてゐる受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動していること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

三 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けてゐる受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動していること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

三 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けてゐる受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動していること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

三 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けてゐる受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動していること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

三 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けてゐる受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動していること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

三 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けてゐる受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動していること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

4 前項に規定する受給資格者であつて、法第二十八条の二第二項又は第二項の規定による相談、情報提供、助言又は支援を受けたものについては、前項中「から三十一日まで」とあり、及び「から八月三十一日まで」とあるのは、「から九月三十日まで」とする。

5 前各項の規定による児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及びこれに添付する書類等の中から速やかに提出しななければならない。

4 手当の支給機関は、法第十三条の二第一項の規定により手当の一部を支給しないときは、児童扶養手当支給停止通知書を受給者に交付しなければならない。

2 手当の支給機関は、法第十三条の二第一項の規定により手当の一部を支給しないときは、児童扶養手当届出書に所要事項を記載し、又は新たに児童扶養手当届出書を作成し、これを受給者に返付し、又は交付しなければならない。

2 令第八号第一号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るための活動は、次に掲げるものとする。

- 一 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図るための活動
- 二 法第二十八条の二第二項又は第二項の規定による相談、情報提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動をし、又は前号に掲げる活動を行うこと。

3 令第八号第三号に規定する厚生労働省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- 一 受給資格者が疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難であること。
- 二 受給資格者が監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必要がある就業することが困難であること。

24 法第十三条の二第二項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八号各号に掲げる事由に該当する場合は、適用除外事由発生日から翌年七月(適用除外事由発生日が一月から六月までの場合は、当該年の七月)までの期間、法第十三条の二第一項の規定を適用しない。

3 第三条の三第三項の規定により受給資格者から児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が提出され、当該受給資格者が令第八号各号に掲げる事由に該当する場合は、当該年の八月から翌年七月までの期間、法第十三条の二第一項の規定を適用しない。

第二十六条第二項中「障害の状態にある児童」の下に、「受給資格者又は受給資格者の親族」を加え、既に当該児童を「既にこれらの者」に改め、「当該児童」の下に「受給資格者又は受給資格者の親族」を加える。

様式第五号の二の次に次の様式を加える。

様式第五号の二 (第三号の三関係) (表 面)

※※ 氏名	由 田	※※ 市区町村	由 田 市	平成 年 月 日
※※ 住所	由 田 町	※※ 提出年月日	由 田 市	平成 年 月 日
※※ 提出年月日	由 田 町	※※ 提出年月日	由 田 市	平成 年 月 日
児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書				
氏名		電話番号	第 号
住所			
次の(1)から(4)までの中から該当する児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由を○で囲み、その事実を明らかにできる書類を添えてください。				
(1) 就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている。				
(2) 障害の状態にある。				
(3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由 () により就業することが困難である。				
(4) 監護する児童又は親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由 () により、これらの者の介護を行う必要がある就業することが困難である。				
上記のとおり、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由について届け出ます。				
平成 年 月 日	氏 名		
都道府県知事 (福祉事務所長) 殿				
市 町 村 長 (福祉事務所長)				
※※ 通 知	知	平成 年 月 日	第 号	号
備 考				

裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。
 ※、※※の欄には記入する必要がありません。
 ○字は楷書ではつきりと書いてください。記名押印に代えて署名することができません。

注

この届出書は、手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過した日(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条第1項の規定により認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては当該児童が3歳に達した日の属する月の翌日の初日から起算して5年を経過した日)又は手当の一部支給停止適用除外事由に該当した日の属する月(以下「5年等満了月等」という。)の末日までの間に提出してください。ただし、都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)、福祉事務所を管理する町村長が行う就業に関する相談、情報提供若しくは助言又は支援を受け、2.(1)に掲げる活動を行った場合については5年等満了月等の翌月の末日までの間に提出してください。

2 この届出書に添えなければならぬ書類は、次のとおりです。
 (1) 就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている場合は、以下イからホまでのいずれかの書類

イ 雇用契約書の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行っていることを明らかにできる書類
 ロ 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類
 ハ 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行っていることを明らかにできる書類
 ニ 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図っていることを明らかにできる書類
 ホ 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)、福祉事務所を管理する町村長が行う就業に関する相談、情報の提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動をし、又はその他の自立を図るための活動を行ったことを明らかにできる書類

(2) 児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第一に掲げる障害の状態にある場合は、以下の書類
 イ 児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
 ロ エックス線直接撮影写真(呼吸器系検査、肺えそ、肺のうよう、けい肺(これに類似するじん肺症を含みます。)、じん臓結核、胃がん、十二指腸かいよう、内臓下垂症、動脈りゆう、骨又は間接結核、骨すい炎、骨又は間接損傷、その他の傷病に係る障害である場合に限る。)

(3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難である場合は、以下の書類
 医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類

(4) 監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必要がある就業等が困難である場合は、以下イ及びロの書類
 イ 医師又は歯科医師の診断書その他の監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類

ロ 当該監護する児童又は受給資格者の親族が介護を必要とすることにより就業等が困難であることを明らかにできる書類

3 この届出書は、市役所、区役所又は町村役場に出してください。この届出書について分からないことがありましたら、市役所、区役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

注

1 児童扶養手当現況届は毎年8月1日から8月31日までの間に提出してください。この期間中に出不いとお手当の支払が差し止められることがあります。

2 支給停止中の期間内に、あなたが婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。)を解消した場合、あなたの配偶者が死亡した場合、あなたが扶養義務者(父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹などをいいます。以下同様です。)に扶養されなくなつた場合又はあなたが児童扶養手当法第9条の児童(父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き継ぎ1年以上拘禁されていること又は明らかでないこと)のいずれかに該当する児童をいいます。)を養育するようになった場合などには、支給停止が解除されることがあります。

3 児童扶養手当法第13条の2の規定により、手当の一部を支給停止されている間に、次の①から④までのいずれかの事由に該当する場合には、手当の一部支給停止が解除されることがありますので、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いた上で、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に当該事由を明らかにできる書類を添えて提出して下さい。

① 就業、求職活動等の自立を図るための活動をしている。
 ② 障害の状態にある。
 ③ 負傷、疾病又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することができない。
 ④ 監護している児童又は親族が障害の状態にあること又は負傷、疾病若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由があり、かつ、これらの者を介護するため就業することができない。

4 この支給停止に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求(異議申立て)をすることができます。

5 この処分(取消し)を求めた訴え(取消訴訟)は、前記の審査請求(異議申立て)に対する判決(決定)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村(都道府県)を被告として(訴訟において市町村(都道府県)を代表する者は市町村長(都道府県知事)となります。)、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(異議申立て)に対する判決(決定)を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、判決(決定)を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求(異議申立て)があつた日から60日を経過しても判決(決定)がないとき。
 ② 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 ③ その他裁決(決定)を経ないことにつき正当な理由があるとき。

4 この届出書は、市役所、区役所又は町村役場に出してください。この届出書について分からないことがありましたら、市役所、区役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

附則

(施行期日)

- 第一条 この省令は、公布の日から施行する。
- (平成二十年五月までの特例)
- 第二条 この省令の施行の日から平成二十年五月末日までの間に、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第十三条の二第一項に規定する期間を満了する受給資格者(同法第六条に規定する受給資格者をいい、母に限る。)については、第三条の三第二項中「五年等満了月の末日まで」とあるのは、「平成二十年六月末日まで」とする。
- (経過措置)
- 第三条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告示

○財務省告示第三十四号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五條第十一項の規定に基づき、平成二十年一月十五日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年二月八日

財務大臣 額賀福志郎

- 一 名称及び記号
割引短期国庫債券(第四百二十九回)
- 二 発行の根拠
特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六条第一項
- 三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法
価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という。)による発行(以下「価格競争入札発行」という。)及び価格競争入札と同時に進行される入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。)
- 五 募入決定の方法
各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
- 六 発行額
額面金額で二兆七千九百三十一億千円
- イ 価格競争入札発行
額面金額で二兆六十八億円
- ロ 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行
額面金額で二兆七千八百五十五億三千七百四十一万七千七百円
- 七 払込金額
二兆七千八百五十五億三千七百四十一万七千七百円
- イ 価格競争入札発行
額面金額で二兆六十八億二千円
- ロ 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行
額面金額で二兆六十八億二千円
- 八 最低額面金額
千円
- 九 振替単位
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 十 発行日
平成二十年一月十五日
- 十一 発行価格
額面金額百円につき九十九円七十二銭七厘以上のそれぞれの応募価格
- イ 価格競争入札発行
額面金額百円につき九十九円七十二銭九厘
- ロ 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行

- 十二 募入平均価格
十二銭九厘
- 十三 償還期限
平成二十年七月十日
- 十四 償還金額
額面金額百円につき百円
- 十五 元金支払場所
日本銀行
- 十六 入札参加者
財務大臣から通知を受けた者
- 十七 払込期日
平成二十年一月十五日

○財務省告示第三十五号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五條第十一項の規定に基づき、平成二十年一月二十一日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年二月八日

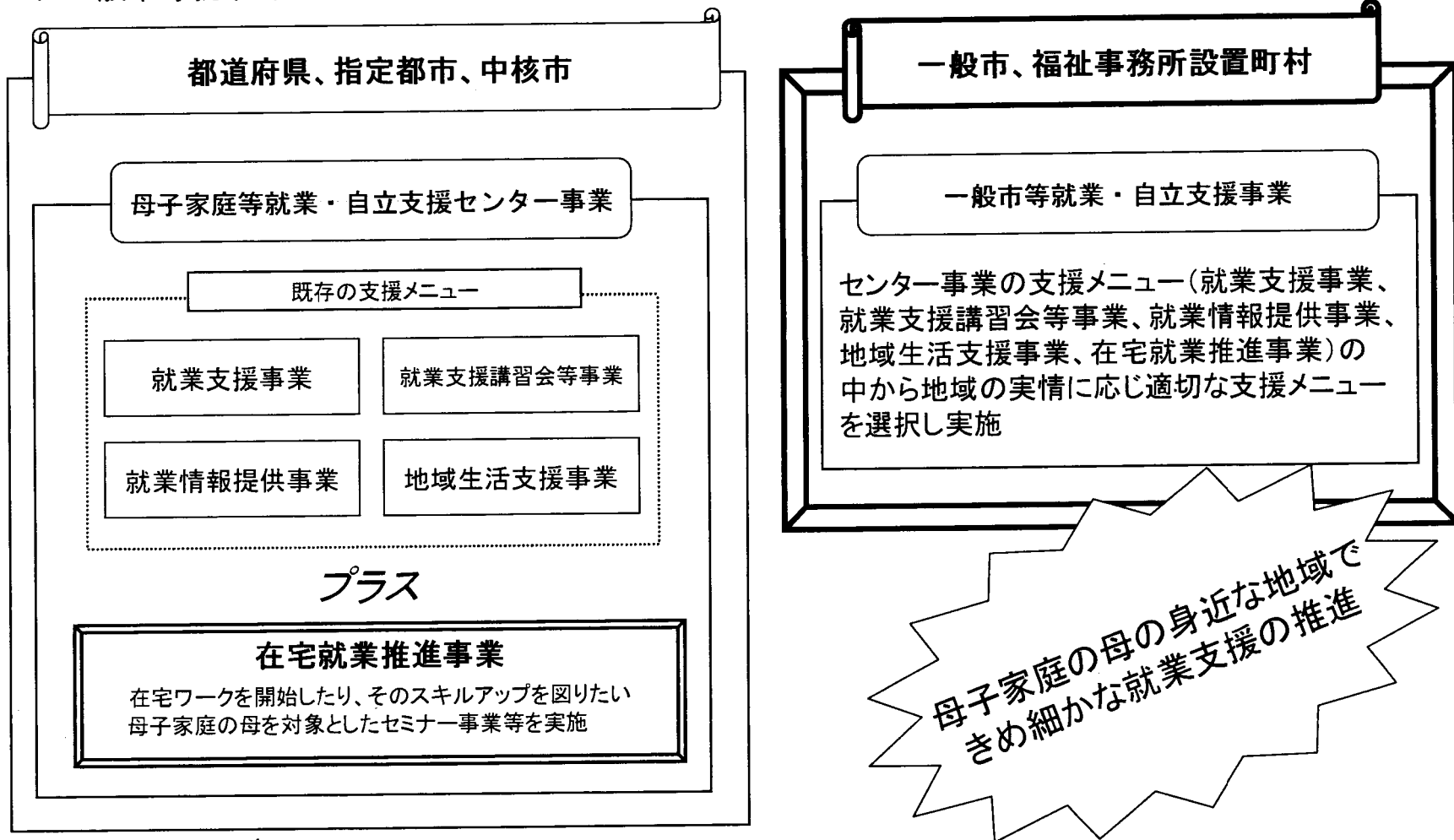
財務大臣 額賀福志郎

- 一 名称及び記号
割引短期国庫債券(第四百三十回)
- 二 発行の根拠
特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六条第一項
- 三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法
価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という。)による発行(以下「価格競争入札発行」という。)及び価格競争入札と同時に進行される入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。)
- 五 募入決定の方法
各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
- 六 発行額
額面金額で一兆二千七百八十七億八千万円
- イ 価格競争入札発行
額面金額で二千二百十二億円
- ロ 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行
- 七 払込金額
一兆二千七百八十七億八千二百三十一万八千八百円
- イ 価格競争入札発行
額面金額で二千二百五十三億三千七百六十六円
- ロ 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行
- 八 最低額面金額
千円
- 九 振替単位
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 十 発行日
平成二十年一月二十一日
- 十一 発行価格
額面金額百円につき九十九円四十四銭六厘以上のそれぞれの応募価格
- イ 価格競争入札発行
額面金額百円につき九十九円四十五銭三厘
- ロ 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行
- 十二 募入平均価格
額面金額百円につき九十九円四十五銭三厘
- 十三 償還期限
平成二十一年一月二十日
- 十四 償還金額
額面金額百円につき百円
- 十五 元金支払場所
日本銀行
- 十六 入札参加者
財務大臣から通知を受けた者
- 十七 払込期日
平成二十年一月二十一日

財務大臣 額賀福志郎

母子家庭等就業・自立支援事業

- 従来の都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする母子家庭等就業・自立支援センター事業に在宅就業推進事業を追加
- 一般市(特別区含む)及び福祉事務所設置町村においてもセンター事業と同様の事業が実施できるよう新たに一般市等就業・自立支援事業を創設



就職準備支援コース

就職準備支援コース（標準期間3か月）

直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母を対象に、自治体が地域の実情に応じたコースを設定し、NPO法人、母子福祉団体、シルバー人材センター等を活用し、就業意欲を醸成するとともに、就業能力の向上を図る。

事業例

①日常生活自立支援コース

日常生活で孤立しがちな母子家庭を対象に、

- ①家庭訪問
- ②親子サロン（クリスマス会、ポーリング大会等）
- ③親子料理教室（お菓子作り等）
- ④野外活動（スポーツ大会、ピクニック等）等への参加を促し、他の母子家庭との交流を図る。

②社会生活自立支援コース

ボランティア活動を通じ、就業意欲を喚起

- ①老人ホームやグループホームの入所者、障害者作業所利用者の話し相手や作業支援
- ②一人暮らしの高齢者宅における話し相手や家事支援
- ③公園、河川、公共施設、森林の清掃等軽作業
- ④図書館における図書整理等

③就業自立支援コース

就業体験の場の提供を通じ、就業意欲を醸成

- ①障害者施設における手芸品、食品製造
- ②母子福祉団体が運営する売店、喫茶店等における就業
- ③視覚障害者のための代読、代筆、カセットテープに名作を吹き込む等
- ④交通量調査や自治体広報等の配布等

ハローワーク等による就労支援（生活保護受給者等就労支援事業）

就業による自立

児童扶養手当受給者

母子自立支援プログラムの策定

職業訓練中の母子家庭の生活支援等について

(高等技能訓練促進費の支給)

○ 看護師、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するため、従来からの修業支援手当（最後の3分の1の期間に支給）に加え、入学時におけるインセンティブとして入学金の負担を考慮した額を一時金として修了後に支給する仕組み（入学支援修了一時金）を創設する。

(1) 修業支援手当

市町村民税非課税世帯月額10万3千円、課税世帯月額5万1,500円を支給（平成20年度入学者から適用）。

(2) 入学支援修了一時金（新設）

市町村民税非課税世帯5万円、課税世帯2万5千円を支給（平成20年度入学者から支給）。

(母子寡婦福祉貸付金の無利子融資)

○生活資金

知識技能を習得している期間に必要な生活費として、月額14万1千円を3年を限度に貸付。

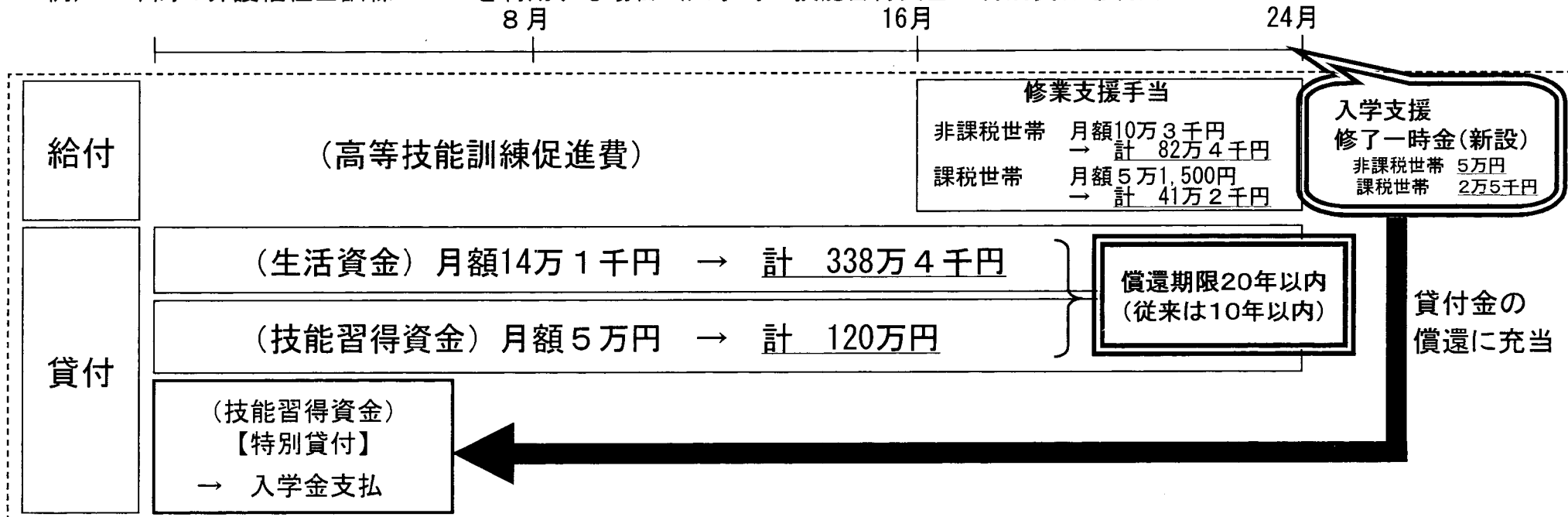
○技能習得資金

就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金として、月額5万円を3年を限度に貸付。

特別貸付として、入学金など入学時に必要となる費用に対し、60万円を限度に貸付。

※ 20年度予算（案）では、母子家庭の償還に係る負担を軽減するため、償還期限を現行の10年以内から20年以内に延長。

例) 2年間の介護福祉士訓練コースを利用する場合（入学時に技能習得資金の特別貸付を利用したケース）



「福祉から雇用へ」推進5か年計画

～誰でもどこでも自立に向けた支援が受けられる体制整備～

我が国は人口減少というこれまで経験したことのない状況の中で、経済成長を持続させ、生活の質を高くしていくことが、今後の日本経済の最も重要な課題である。そのために、意欲と能力を活かせる環境の整備による人材の活用や就業率の向上を進めることが不可欠である。

そのような中、我が国の成長力強化に向け、平成19年4月に「成長力加速プログラム」が策定されたところであるが、人材と中小企業という経済の基礎力を高める「成長力底上げ戦略」の柱の一つとして、障害者、生活保護世帯、母子家庭世帯等を対象に、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上が図られるよう福祉・雇用両面にわたる支援を行う就労支援戦略を取りまとめたところである。

この就労支援戦略の中で、障害者、生活保護世帯、母子家庭世帯等の就労支援を計画的に進めるために、本計画を策定することとされたところである。本計画の目標期間は、平成19年度を初年度とする5年間であるが、特に平成19年度から平成21年度までを集中戦略期間として、関係機関間や産業界等との連携を図りつつ、本計画を実施することとしている。

なお、授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、平成19年度中にすべての都道府県において、「工賃倍増5か年計画」を策定することとしており、関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力の下、5か年で平均工賃の倍増を目指しているところである。

1 本計画の目的

「福祉から雇用へ」の基本的な考え方を踏まえ、障害者、生活保護世帯、母子家庭世帯等公的扶助（福祉）を受けている者等について、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図ることを目的とする。

※ 本計画は、各府省の協力のもと厚生労働省が取りまとめたもの

2 本計画の目標期間

本計画の目標期間は、平成19年度を初年度とする平成23年度までの5年間とする。

また、特に、平成19年度から平成21年度までの3年間に集中的に取組を強化することとする。

3 本計画の具体的目標

本計画の推進に当たっては、障害者、生活保護世帯、母子家庭世帯それぞれの支援対象者の特性や課題に応じた様々な推進方策を実施することにより、以下に掲げる目標の達成に努めるものとする。

また、個別の推進方策については、それぞれの方策毎に、目標期間中の具体的目標を設定し、実績を検証しながら本計画を推進することとする。

なお、本計画の達成状況については、定期的な検証を行い、必要に応じて、目標の見直しを行うものとする。

<障害者>

- ① 平成25年度の障害者雇用実態調査において雇用障害者数を64万人にする。
- ② 平成20年度から平成24年度までの間に、ハローワークにおいて、24万人の障害者の就職を実現する。
- ③ 平成23年度までに、年間9,000人の障害者を、福祉施策から一般雇用に移行させることとする。

<生活保護世帯・母子家庭世帯>

- 生活保護の被保護者や母子家庭の母の中でも、稼働能力を有し、就労意欲のある者で早期に適切な就労支援を行うことにより、自立の可能性が見込める者に対して、就労支援を推進することにより、就職につなげる。

被保護者や母子家庭の母の就職に係る目標は以下のとおりとする。

- ・ 平成19年度までに生活保護の就労支援プログラムを全自治体で策定するとともに、当該プログラムの一環である生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者の就職率を平成21年度までに、60%に引き上げること等により、生活保護の被保護者の就労を推進する。

- ・ 平成18年度における母子家庭世帯の常用雇用率は42.5%となっていることから、母子家庭等就業・自立支援センター事業による一貫した就業支援を行うこと等により、引き続き常用雇用の促進を図る。

4 具体的な推進方策

(1) 地域の特性を活かした就労支援体制の全国展開

- ① 就職・職場定着支援や就業に伴う生活支援など障害者の就業面・生活面の一体的な相談・支援を行う障害者就業・生活支援センターを全障害保健福祉圏域に設置するとともに、地域ニーズや支援実績等に応じた実施体制の充実を図る。

【目標】

- 障害者就業・生活支援センターを、平成23年度までに、全障害保健福祉圏域に設置する。

- ② 各府省・各自治体において、職場実習を活用するなどして、知的障害者等が、一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」を推進する。

【目標】

- 平成20年度までに全府省で実施する。

- ③ 就労移行支援事業等の障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づき、各市町村において推進を図る

【目標】

- 福祉施設から一般雇用へ移行する障害者数を、平成23年度までに、年間9,000人以上とする。

- ④ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練（障害者委託訓練）の拡充、公共職業能力開発施設における職業訓練の実施等により、障害者の職業能力開発の推進を図る。

【目標】

- 障害者委託訓練の受講者数を、平成23年度までに、平成18年度実績（年間4,814人）の3割増とする。
- 障害者委託訓練の受講者の就職率を、平成23年度までに、50%以上とする。

- ⑤ 母子家庭世帯を含め生活保護を受給する世帯の自立を推進するため、自立支援の具体的内容と手順を定めた個別の「自立支援プログラム」の導入を一層推進し、全ての保護の実施自治体において就労支援プログラムを策定する。

【目標】

- 就労支援プログラムを策定する自治体の割合を、平成19年度には、100%とするとともに、運用の一層の効率化を図る。
59.8%(平成18年度)→100%(平成19年度)

- ⑥ 母子家庭の母等に対して、就業相談から技能講習、就業情報の提供までの一貫した就労支援サービスの提供を行うとともに、養育費の取り決めなどの専門相談を実施する母子家庭等就業・自立支援センター事業を全ての都道府県、指定都市及び中核市において行う。

【目標】

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業を行う自治体の割合を、平成19年度には、100%に引き上げ、その後も維持する。
- 児童扶養手当受給者に対する就業相談の延べ件数の割合を、平成23年度には、10%以上とする。

- ⑦ 子育て女性等に対する就職支援サービスの提供を行うマザーズハローワーク事業の拠点の拡充及び機能強化を図る。

【目標】

- マザーズハローワーク及びマザーズサロンにおける担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率を、平成19年度には、70%以上とするとともに、マザーズハローワーク事業の拠点の拡充及び機能強化を図る。

- ⑧ 母子家庭の母に対して、職業能力開発等を支援する母子家庭自立支援給付金事業や、個々のケースに応じたきめ細やかな支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を全国展開する。

【目標】

- 母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定事業を実施する自治体の割合を、平成21年度までに、100%に引き上げ、その後も維持する。
- 母子自立支援プログラムの策定件数を、平成23年度までに、2万

件以上とする。

(2) ハローワークを中心とした「チーム支援」

- ① ハローワークと福祉事務所等の連携による生活保護受給者や児童扶養手当受給者の就労支援の取組を推進するため、就労支援アクションプランを実施する。

【目標】

- 生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者の就職率を、平成21年度までに、60%に引き上げる。
- ② ハローワークと福祉施設等関係機関により編成された障害者就労支援チームによる、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開する。
 - ③ 障害者の雇用促進を図るため、障害者雇用率の達成指導、きめ細かな職業紹介等による就労支援を推進する。

(3) 障害者雇用促進法制の整備

- 短時間労働に対応した障害者雇用率制度の見直し、中小企業における障害者の雇用促進等を図るための制度の見直しを行う。

(4) 関係者の意識改革

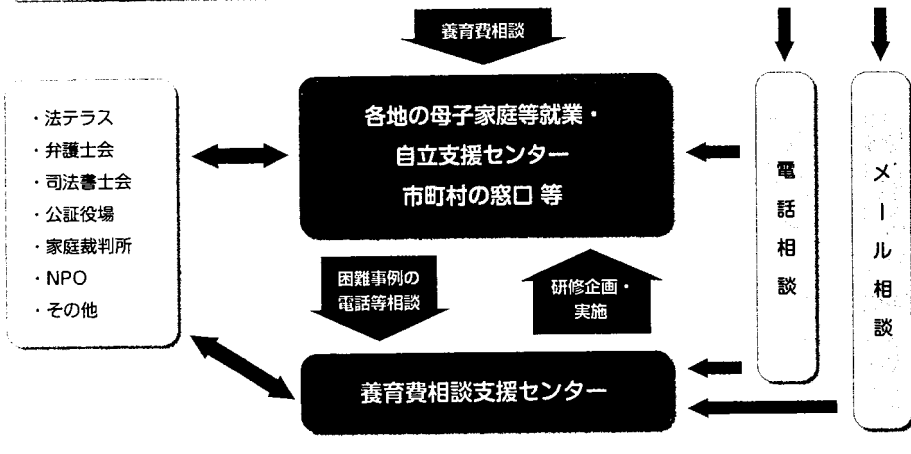
- 企業の経営者・労働組合・従業員・福祉関係者等国民全体の意識改革と、相互の協力関係の構築等を通じ、雇用機会を拡大する。
具体的には、
 - ・ ハローワーク等を通じた周知・啓発による、特に障害者をはじめとする就職困難者の雇用に向けた企業経営者、労働組合、従業員に対する理解の促進
 - ・ 特に、障害者については、公的機関に対する法定雇用率達成に向けた指導の徹底等を図ることとする。

【目標】

- 特に、障害者について、
 - ・ 平成24年度までに全ての公的機関で障害者雇用率を達成

母子家庭等の養育費相談支援体制について

養育費の取り決めや不払いに困っている方々



養育費相談支援センターの業務内容

1 養育費相談支援事業

養育費の相談に当たっている各地の母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子自立支援員等による相談を支援します。

● 養育費に関する電話・メールによる相談

養育費の取り決めや確保に悩んでいる方は、まずは最寄りの母子家庭等就業・自立支援センターに相談してください。専門相談員がいなかったり、時間的に無理な方は、養育費相談支援センターに電話相談、メール相談をしてください。

1 電話相談 月～土(年末年始、祭日を除く) 10:00～20:00

03-3980-4108

2 メール相談 fpic-youikuhi@work.odn.ne.jp

● 地域の母子家庭等就業・自立支援センター等への出張相談等支援

各地の母子家庭等就業・自立支援センター等に養育費相談支援センターの専門相談員等を派遣して支援しています。



2 研修事業

全国の母子家庭等就業・自立支援センターなどで養育費に関する相談を行う人に研修をしています。

3 情報提供事業

● ホームページによる情報提供

<http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/index.html>

養育費、離婚、相談機関、メール相談、Q&A等々、の詳細はホームページへ

● パンフレット等による養育費確保等の普及・啓発活動

親からの 養育費

メッセージ (資料9)

— 別れて暮らす親と子の絆のために —



子どもさんのために養育費をもらっていますか。
子どもさんのために養育費を送っていますか。

養育費相談支援センター

〒170-6005 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・5階

TEL 03 (3980) 4108 FAX 03 (6411) 0854

URL <http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/index.html>

メールアドレス fpic-youikuhi@work.odn.ne.jp



養育費とは

養育費は、子どもの権利です。

養育費は、子どもの生活を守り育てるため必要な日々の費用です。子どもが自立するまで親が負担するものです。親が別れて暮らす子どもと「最後の一切のパンも分けあう」という強いもので、自己破産した場合でもその負担義務はなくなりません。



養育費の取り決めと確保

未成年の子どもがいる夫婦の離婚は、離婚全体のおおよそ6割です。親の離婚に遭遇する子どもたちは、平成18年で25万を超える数になります。

離婚によって夫婦の関係は切れても、親と子の関係は切れません。どちらの親にも子どもを養育し、幸せにする責任があります。

離婚後の子どもの生活基盤をどう確保するか、父母としてどう協力し合うか、話し合っ、取り決めましょう。養育費は、子どもの権利であることを肝に銘じて、離婚時にしっかり決め、子どものために継続的な支払いが続くよう、父母とも努力しましょう。

養育費の取り決め

公正証書の作成

話し合いの結果は、「公正証書」にするのが望ましいでしょう。
公正役場は、日本公証人連合会
<http://www.koshonin.gr.jp/index2.html>
のホームページを参照してください。

口頭または私的書面

話し合いで納得いく結論に至るのが一番です。親権者を決めるのと平行して、金額、支払時期、支払期間、支払い方法など細かい点まで煮詰め、口約束だけでなく、書面にしましょう。

離婚のとき、養育費の取り決めをせず、養育費の話し合いができない

家庭裁判所の調停

離婚調停の中で、財産分与、慰謝料、親権者に併せて、養育費の取り決めをします。調停の申立てについては、裁判所ウェブサイト
<http://www.courts.go.jp/>
で裁判手続→家事事件→夫婦関係調整(離婚)調停を参照してください。

裁判による判決

裁判により、離婚、財産分与、慰謝料、親権者に併せて養育費の決定をします。

養育費の確保

公正証書どおりの履行がされない

家庭裁判所に養育費の調停の申立て

相手に督促しても払ってもらえない場合、今まで養育費の取り決めをしていなかった場合は、家庭裁判所に養育費請求の調停申立てをし、調停で養育費の取り決めをします。調停での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所が、審判で決めます。調停の申立てについては、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続→家事事件→養育費請求を参照してください。

家庭裁判所に養育費増額(減額)の調停の申立て

事情変更に応じて、養育費の額を決めなおします。調停での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所が審判で決めます。調停の申立てについては、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続→家事事件→養育費請求を参照してください。



約束が守られない

事情の変更
今までの養育費では足りなくなった
今までの養育費は払えなくなった

調停条項どおりの履行がされない

判決どおりの履行がされない

強制執行

履行勧告でも支払われず、又は公正証書で決めたのに支払われない場合は、強制執行を申し立てることができます。

まず、取り決めをした家庭裁判所又は公正役場を訪ね、取り決めた文書を相手方に送達してもらい、送達証明書をお願いします。

その後、管轄する地方裁判所の執行係を訪ね、強制執行の申立てをします。強制執行は、地方裁判所に支払い義務のある人の債権(給与や預貯金)、動産、不動産などを差し押さえてもらい、お金に換えられるものはお金に換えて支払われなかった分に充てる制度です。

強制執行は、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続→家事事件→履行勧告手続等を参照してください。

家庭裁判所に履行勧告の申し出

調停、審判、裁判の判決及び和解で養育費の支払いが決まっている場合は、家庭裁判所から相手に「勧告」し履行するように「勧告」してもらうことができます。取り決めをした家庭裁判所に申し出をしてください。この履行勧告については、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続→家事事件→履行勧告手続等を参照してください。

調停条項どおりの履行がされない

履行勧告の成果がみられない



養育費の算定

父母が話し合い、子どもの生活と成長のためにどのくらいの金額が必要か、双方が納得する額になることがベストです。子どもは望まずに、片方の親と別れて生活しているわけですから、父や母と同じ水準の生活ができるような額がふさわしいと考えることができます。養育費として通常取得することができる金額(「標準的な養育費の額」)については、裁判官等から構成される「東京・大阪養育費等研究会」が、「簡易迅速な養育費の算定を目指して」(判例タイムズ平成15年4月1日第1111号掲載)という研究結果を発表しました。養育費の話し合いがつかない場合は、最終的に家庭裁判所が決めることになります。

夫婦の協議

協議成立

協議離婚

協議不成立

調停離婚

裁判離婚



(資料10)

母子寡婦福祉貸付金償還率について

① 母子福祉資金

【都道府県】

区分	平成18年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	62.3	2.3	74.9
2 青森県	60.7	13.7	89.7
3 岩手県	63.0	13.1	87.0
4 宮城県	65.2	16.9	84.6
5 秋田県	65.5	16.3	84.4
6 山形県	50.1	16.1	83.7
7 福島県	54.3	19.2	82.3
8 茨城県	56.8	10.0	89.1
9 栃木県	41.2	8.3	82.1
10 群馬県	47.7	7.5	86.8
11 埼玉県	58.0	15.0	83.8
12 千葉県	53.1	13.6	84.7
13 東京都	27.6	9.8	64.0
14 神奈川県	28.2	4.6	75.9
15 新潟県	57.9	11.4	91.9
16 富山県	46.3	12.9	83.9
17 石川県	57.6	7.8	91.8
18 福井県	55.1	11.5	89.2
19 山梨県	47.8	11.6	82.1
20 長野県	60.8	9.1	89.4
21 岐阜県	66.7	17.5	89.4
22 静岡県	51.1	6.8	87.0
23 愛知県	70.1	13.7	92.0
24 三重県	34.1	6.4	80.8
25 滋賀県	75.8	14.5	94.4
26 京都府	53.0	7.5	88.4
27 大阪府	34.8	5.5	81.1
28 兵庫県	52.8	9.2	89.8
29 奈良県	45.5	9.5	83.7
30 和歌山県	69.9	8.4	96.1
31 鳥取県	52.6	12.0	86.3
32 島根県	52.2	9.7	87.6
33 岡山県	53.3	7.0	88.6
34 広島県	57.6	12.3	88.0
35 山口県	34.2	4.3	83.5
36 徳島県	40.9	6.6	89.9
37 香川県	56.1	8.8	89.5
38 愛媛県	55.2	5.9	88.0
39 高知県	62.1	8.0	92.9
40 福岡県	42.4	9.6	82.6
41 佐賀県	44.4	12.7	81.8
42 長崎県	43.3	15.3	75.4
43 熊本県	67.1	14.3	94.9
44 大分県	49.4	15.4	84.5
45 宮崎県	48.8	11.8	83.9
46 鹿児島県	42.9	10.9	81.6
47 沖縄県	32.9	10.8	74.4

【指定都市、中核市】

区分	平成18年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	33.4	9.5	71.3
49 仙台市	24.3	5.8	63.7
50 さいたま市	58.7	15.7	85.1
51 千葉市	49.5	7.6	84.5
52 横浜市	30.4	3.0	75.2
53 川崎市	29.5	5.8	73.3
54 新潟市	37.8	3.5	83.0
55 静岡市	50.8	2.7	87.2
56 浜松市	57.1	13.8	89.9
57 名古屋市	38.6	6.4	82.8
58 京都市	25.5	4.0	69.0
59 大阪市	26.7	4.9	74.5
60 堺市	32.8	3.7	73.8
61 神戸市	33.6	7.7	82.6
62 広島市	50.6	8.6	85.6
63 北九州市	45.1	11.0	82.8
64 福岡市	18.9	2.5	66.1
65 旭川市	26.1	7.9	67.8
66 函館市	22.4	2.6	70.9
67 青森市	62.7	10.7	83.7
68 秋田市	67.0	12.0	87.7
69 郡山市	45.6	18.9	74.9
70 いわき市	78.2	75.7	96.3
71 宇都宮市	33.9	7.0	79.7
72 川越市	81.5	27.7	95.4
73 船橋市	55.5	13.5	86.5
74 横須賀市	22.0	3.7	67.1
75 相模原市	34.0	6.4	76.5
76 富山市	51.5	10.7	92.1
77 金沢市	49.5	7.3	89.4
78 長野市	44.0	11.5	84.4
79 岐阜市	46.9	4.6	83.7
80 豊橋市	65.6	5.4	89.2
81 豊田市	56.8	13.7	80.6
82 岡崎市	65.4	7.8	86.8
83 高槻市	47.7	5.7	81.9
84 東大阪市	40.6	2.8	80.8
85 姫路市	49.9	7.5	87.4
86 奈良市	43.3	10.5	75.7
87 和歌山市	46.0	8.1	88.1
88 岡山市	38.1	7.6	78.2
89 倉敷市	55.5	16.9	82.3
90 福山市	42.1	11.4	84.3
91 下関市	45.2	5.4	80.0
92 高松市	34.7	4.4	78.1
93 松山市	47.4	14.7	78.8
94 高知市	46.6	10.0	87.2
95 長崎市	53.0	18.9	77.5
96 熊本市	46.1	14.3	80.0
97 大分市	34.3	10.0	78.3
98 宮崎市	43.7	12.0	76.7
99 鹿児島市	20.6	4.9	66.9
合計	47.8	10.4	82.9

② 寡婦福祉資金

【都道府県】

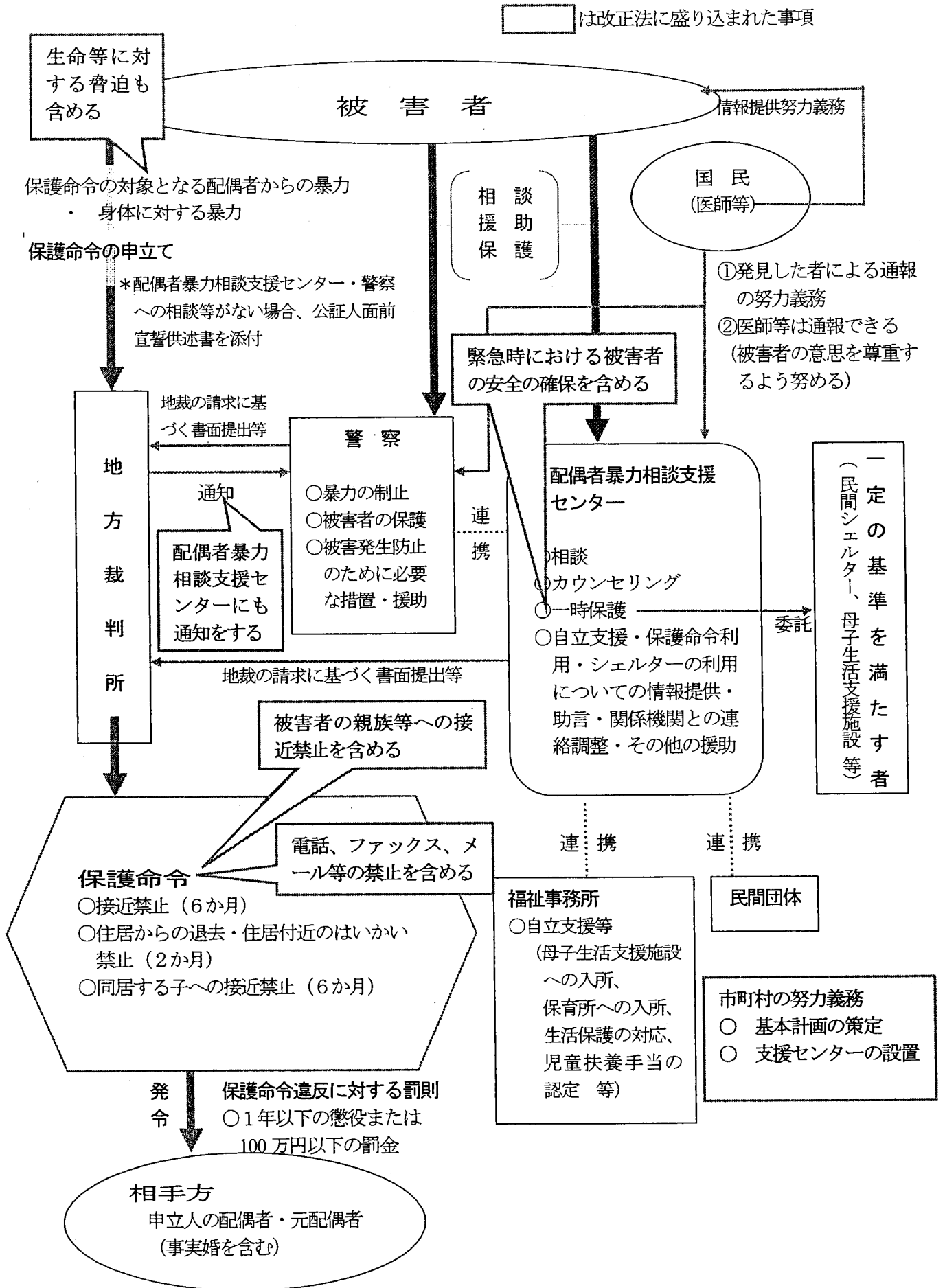
区分	平成17年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	41.1	3.7	82.1
2 青森県	44.7	6.5	93.5
3 岩手県	56.7	14.5	84.3
4 宮城県	55.8	16.7	81.0
5 秋田県	66.4	6.9	89.2
6 山形県	56.5	23.0	82.9
7 福島県	56.9	25.2	79.0
8 茨城県	51.9	15.3	87.5
9 栃木県	35.5	5.8	83.7
10 群馬県	40.9	5.0	89.4
11 埼玉県	61.1	18.7	83.1
12 千葉県	61.2	10.4	94.1
13 東京都	-	-	-
14 神奈川県	35.1	4.7	82.4
15 新潟県	49.5	5.2	90.1
16 富山県	51.8	15.7	80.3
17 石川県	45.7	6.2	97.4
18 福井県	54.1	10.9	90.6
19 山梨県	37.1	8.4	78.8
20 長野県	64.2	7.3	88.6
21 岐阜県	78.3	26.9	91.6
22 静岡県	51.7	4.6	92.6
23 愛知県	89.5	19.9	97.7
24 三重県	35.5	12.4	75.2
25 滋賀県	78.2	21.1	92.6
26 京都府	42.7	5.8	89.4
27 大阪府	48.7	9.7	88.7
28 兵庫県	33.4	3.4	91.0
29 奈良県	27.6	6.6	88.0
30 和歌山県	46.0	11.4	96.2
31 鳥取県	49.8	7.2	87.0
32 島根県	44.6	12.4	87.0
33 岡山県	31.9	3.7	93.1
34 広島県	42.0	4.6	92.6
35 山口県	25.8	2.1	83.5
36 徳島県	26.0	8.6	87.5
37 香川県	38.7	6.4	92.8
38 愛媛県	37.1	5.4	85.9
39 高知県	63.4	6.4	89.1
40 福岡県	48.4	12.5	91.2
41 佐賀県	54.2	16.6	88.5
42 長崎県	24.8	5.2	78.4
43 熊本県	70.6	7.5	97.2
44 大分県	38.2	24.9	89.8
45 宮崎県	49.6	9.3	89.9
46 鹿児島県	35.3	8.0	88.7
47 沖縄県	35.7	10.9	77.0

【指定都市、中核市】

区分	平成18年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	41.6	10.9	79.1
49 仙台市	23.7	3.6	61.5
50 さいたま市	80.6	15.2	92.9
51 千葉市	60.9	3.5	94.3
52 横浜市	31.5	4.5	76.1
53 川崎市	30.4	4.5	74.0
54 新潟市	60.1	0.5	96.1
55 静岡市	46.3	0.1	97.1
56 浜松市	63.5	8.3	92.5
57 名古屋市	45.7	6.7	85.4
58 京都市	33.3	4.6	82.1
59 大阪市	21.2	2.4	79.5
60 堺市	37.4	4.2	79.2
61 神戸市	22.9	5.0	79.4
62 広島市	50.9	9.4	87.0
63 北九州市	54.0	9.4	88.0
64 福岡市	20.4	1.3	71.6
65 旭川市	30.6	10.0	66.9
66 函館市	34.0	1.5	82.1
67 青森市	96.3	78.9	96.7
68 秋田市	75.0	24.8	90.6
69 郡山市	52.2	20.8	81.4
70 いわき市	78.9	98.6	75.7
71 宇都宮市	22.2	4.0	86.5
72 川越市	83.3	27.8	95.0
73 船橋市	60.8	2.7	88.8
74 横須賀市	40.4	2.2	88.6
75 相模原市	34.2	4.9	79.4
76 富山市	23.5	1.6	98.6
77 金沢市	29.1	6.0	95.2
78 長野市	75.0	4.8	100.0
79 岐阜市	38.8	2.8	77.5
80 豊橋市	92.4	78.9	94.7
81 豊田市	92.1	82.6	94.4
82 岡崎市	97.4	61.0	99.8
83 高槻市	45.4	3.8	82.1
84 東大阪市	56.5	0.5	89.8
85 姫路市	44.9	3.8	96.1
86 奈良市	43.2	17.1	89.3
87 和歌山市	43.7	5.4	95.3
88 岡山市	16.8	3.9	74.2
89 倉敷市	24.9	4.8	82.0
90 福山市	34.3	9.5	83.6
91 下関市	25.5	1.6	73.4
92 高松市	15.4	1.9	96.3
93 松山市	29.6	4.7	80.7
94 高知市	36.1	5.9	92.8
95 長崎市	42.8	7.8	83.4
96 熊本市	52.0	22.2	90.3
97 大分市	20.2	1.9	96.1
98 宮崎市	19.5	10.5	52.4
99 鹿児島市	23.2	3.3	73.7
合計	46.1	12.1	85.7

(資料1)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要 (チャート)



配偶者暴力防止法に基づく基本方針の改定

(平成20年1月11日官報告示)

◆ 経緯

- ・ 配偶者暴力防止法においては、都道府県基本計画・市町村基本計画の指針として、内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」）を定めることとされている。
- ・ 現行の基本方針は、平成16年12月（平成16年改正法の施行と同日）に策定（内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）。
- ・ 平成19年7月に、市町村基本計画策定の努力義務等を内容とする法改正が行われたこと、また、基本方針に定める見直しの時期を迎えていることを踏まえ、平成20年1月11日の改正法施行に合わせ改定を行う。
- ・ 主務官庁である内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省が、関係行政機関である総務省、外務省、文部科学省及び国土交通省に協議の上策定。検討の過程では、民間団体等関係者から広く意見を聴取するとともに、国民からの意見募集を実施。

◆ 改定のポイント

1 法改正を踏まえた都道府県、市町村の役割の明確化

都道府県と市町村の役割に関する基本的な考え方を提示。ただし、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、都道府県と市町村の間で協議が必要。

<都道府県：被害者の支援における中核>

- ・ 一時保護
- ・ 市町村への支援
- ・ 職務関係者の研修等広域的な施策 等

<市町村：身近な行政主体としての窓口>

- ・ 相談窓口の設置
- ・ 緊急時における安全の確保
- ・ 地域における継続的な自立支援 等

2 先駆的な取組の提示

先駆的な都道府県・市町村における好事例を、望ましい取組として提示。

(1) 関係機関との手続における被害者の支援

自立支援に必要な諸手続に係る一元化（関係機関の共通様式を設けることや、一か所に複数の部局の職員が向うことで、並行して複数の手続を進行）や同行支援を行うことが望ましい。

(2) 関連する地域ネットワークの活用

配偶者からの暴力と関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的・効率的に進めることが望ましい。

3 女性に対する暴力に関する専門調査会の報告書等を踏まえた内容の充実

(1) 都道府県・市町村基本計画における留意事項

被害者の立場に立った切れ目のない支援など、都道府県及び市町村が基本計画を策定するに当たっての基本的な考え方を提示。

(2) 保護命令の発令後等における被害者の安全の確保

保護命令の発令後に、支援センターと警察等関係機関が連携し、被害者の安全の確保に努めることが必要であることを記述。

(3) 教育啓発等

若年層を対象とした啓発活動や、子どもの保育、予防接種等の取扱いに関する配慮、支援センターと学校等関係機関との連携について記述。

(4) 基本方針の実施状況の評価

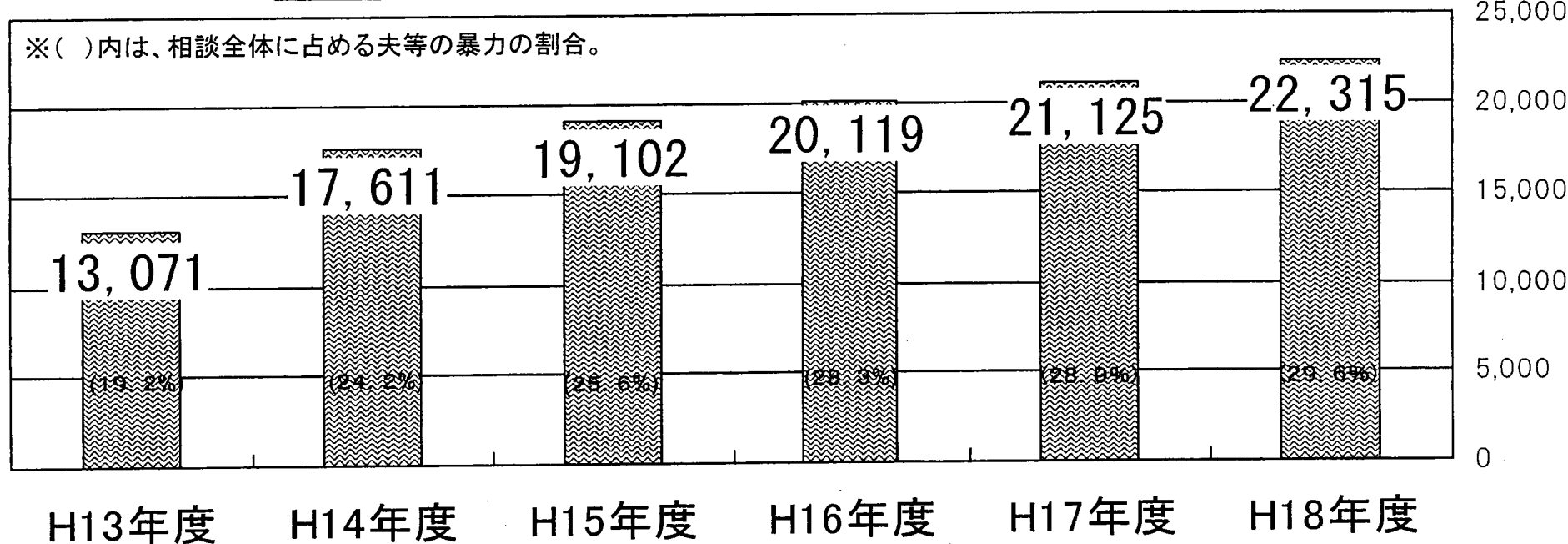
施策の実施状況の把握・評価を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることを記述。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律施行後の状況について

婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

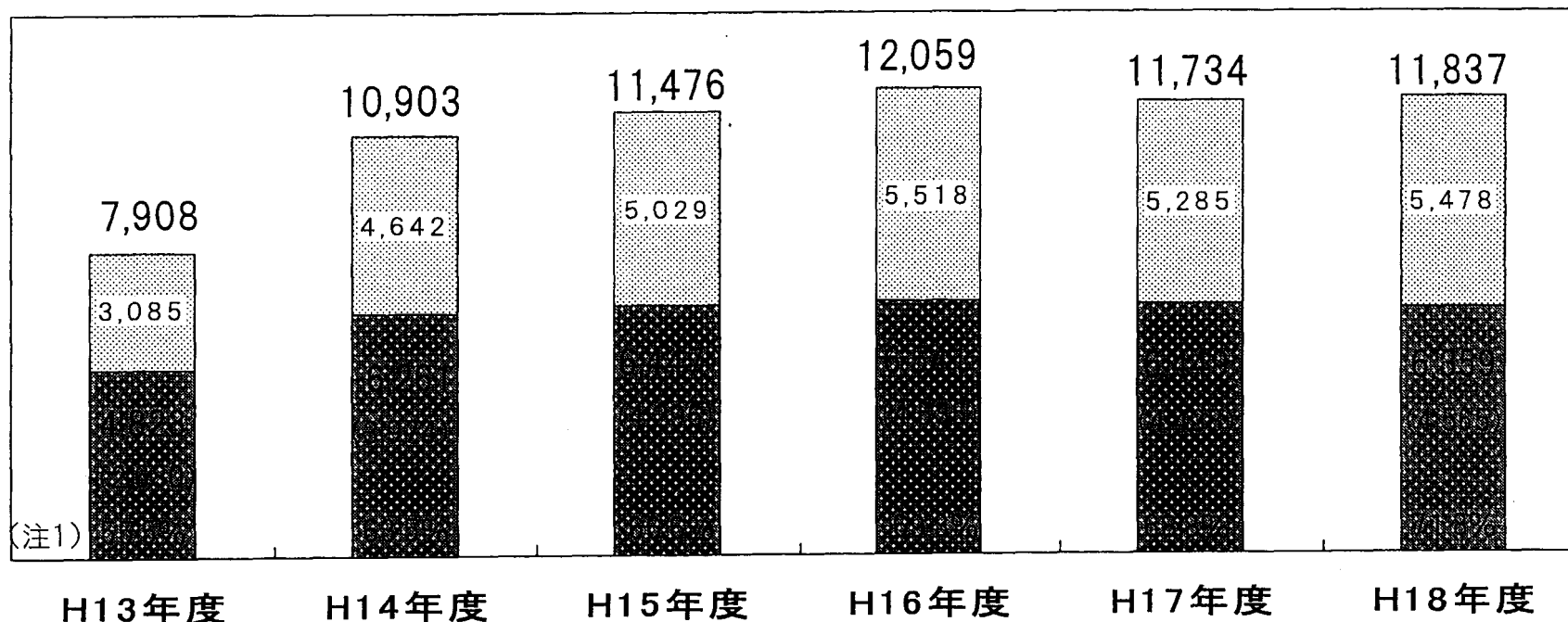


(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により、一時保護された要保護女子等及び同伴家族の数を見ると、平成13年度から平成14年度にかけて大幅に増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、夫等の暴力を入所理由とするものの割合が6割～7割と高くなっている。
- 要保護女性の平均在所日数は14.5日(平成18年度)

要保護女子等
 (うち夫等の暴力を理由とする者)
 同伴する家族
 (件数)



(注1) 夫等の暴力を入所理由とする者の割合。

DV被害者の一時保護委託

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 平成18年度における夫等の暴力を主訴とした一時保護委託人数は、3,432人(被害女性1,464人、同伴家族1,968人)となっている。
- 一時保護の委託契約施設については、平成19年4月1日現在で256施設。

一時保護委託先別の委託件数(同伴家族を含む)

施設区分	民間シェルター	母子生活支援施設	婦人保護施設	児童福祉施設 (注1)	知的障害者更生援護施設	保護施設	老人福祉施設	身体障害者更生援護施設	その他	合計
件数 (注2)	1,334 (1,322)	978 (895)	947 (648)	33 (39)	21 (17)	15 (8)	3 (12)	2 (0)	99 (71)	3,432 (3,012)

(注1) 母子生活支援施設を除く。

(注2) ()内は、平成17年度

(資料3) 婦人相談所におけるDV被害者に対する
一時保護委託費の充実

(主な内容)

一時保護委託先におけるDV被害者について、その処遇の改善を図り自立に向けた支援を強化するため、婦人相談所が民間シェルター等へ一時保護委託を行う際の委託費の単価の引き上げを行う。

《1日あたりの単価》 (14日以内) 6,490円 → 7,650円
(14日超) 5,110円 → 7,500円

1. 事業の目的・内容

DV被害者に対する必要な保護を、より迅速かつ広域的に実施できる体制を整備することを目的として、婦人相談所の一時保護所以外に厚生労働大臣の定める基準を満たす婦人保護施設や民間シェルター等へ一時保護を委託する。

2. 沿革

平成14年度 DV被害者の一時保護委託制度の創設
平成17年度 人身取引被害者の一時保護委託を実施

3. 補助根拠

法律補助（売春防止法第40条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条）

4. 補助先・補助率

5/10（国5/10 都道府県5/10）

(資料4) 婦人保護施設における退所者支援の充実

児童虐待・DV対策等総合支援事業

(主な内容)

婦人保護施設退所者自立生活援助事業における補助方式の改定

従来の対象者が10名以上の場合一施設あたり一律の基準額の補助方式から、対象者が10人以上の施設について、10人を超える対象者1人あたりの基準額を新たに設定し、対象者の数に応じた補助方式に改める。

10人以上：1,544千円 → 10人以上：1,544千円に10人を超えた者について1人につき、約130千円を加算する。

1. 事業の目的・内容

婦人保護施設を退所した者が、地域社会で安定した自立生活が継続して送られるようにすることを目的とし、生活援助指導員が、対象者の住居及び職場等を訪問するなどの方法により、対象者に対して相談、指導等の援助を行うものとする。

2. 沿革 平成3年度 婦人保護施設退所者自立生活援助事業の創設

3. 補助根拠 予算補助

4. 補助先・補助率 1/2 (国1/2 都道府県1/2)

(資料5) 厚生労働省における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

1 婦人相談所における保護の状況

- 保護された被害者は年々増加していたが平成18年度は35人。
- 保護に至る相談経路の96%は警察もしくは入国管理局。
- 人身取引事案は都市部に限らず起こっている現状。
- 被害者のほとんどが早期帰国を希望。

○年度別保護実績

平成13年度	1人	(タイ1人)
平成14年度	2人	(タイ2人)
平成15年度	6人	(タイ3人・フィリピン3人)
平成16年度	24人	(タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・ロシア7人)
平成17年度	112人	(フィリピン59人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人)
平成18年度	35人	(フィリピン11人・インドネシア17人・タイ4人・台湾2人・韓国1人)
平成19年度	32人	(フィリピン18人・インドネシア7人・韓国人5人・タイ4人・ルーマニア1人)

○都道府県別保護実績

愛知県	42人	長野県	28人	東京都	**23人	千葉県	21人
秋田県	18人	島根県	14人	栃木県	9人	広島県	*9人
鳥取県	9人	群馬県	7人	大阪府	7人	福岡県	6人
岐阜県	6人	神奈川県	6人	茨城県	5人	兵庫県	4人
徳島県	3人						
新潟県・静岡県・鹿児島県・沖縄県	各1人						

*6人が島根県より、**3人が群馬県に移管のため合計には算入せず

○一時保護委託実績

平成17年4月1日～平成19年12月31日までに73人の一時保護委託を実施
内訳 婦人保護施設29人・母子生活支援施設26人・民間シェルター18人

○平均保護日数 23.2日 合計 212人 H19. 12月末現在

2 被害者に対する支援

- 相談や支援における母国語通訳の確保
 - 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
 - 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
 - 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館、IOM（国際移住機関）等関係機関との緊密な連携が欠かせない。